

国家公務員の労働関係に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、国家公務員の勤務条件について、透明性を確保しつつ、国民の理解の下に、社会経済情勢の変化及び政策課題の変化に柔軟かつ的確に対応して定めることができるよう、政府と労働組合との間の団体交渉及び団体協約等に関する制度を確立することにより、職員が国民の立場に立ち責任を自覚し誇りを持って職務を遂行することを促進するとともに、職員の能力の向上及び優秀な人材の国の行政機関への確保を図り、もって公務の能率的な運営に資することを目的とするものであること。

(第一条関係)

二 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによるものとする。

(第二条関係)

- (一) 職員 国家公務員法第二条第四項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 国家公務員法第百条第二項に規定する職員

ロ 国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する局長の職にある職員その他の重要な行政上の決定を行う職員として中央労働委員会（以下「委員会」という。）が認定して告示するもの

ハ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員

(二) 労働組合 職員が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体（一）のロに掲げる者が加入するもの又は第二の一の1のただし書に規定する管理職員等と当該管理職員等以外の職員とが組織するものを除く。）又はその連合体をいう。

三 関係者の責務

1 労働組合及び当局（第三の二に定める者をいう。第二の一の1、五及び第三の一の1において同じ。）は、公務の能率的な運営を確保するため、団体交渉の円滑かつ効率的な実施に努めなければならないものとする。こと。

（第三条第一項関係）

2 この法律に基づく手続に關与する関係者は、国の事務及び事業の確実、効率的かつ適正な実施に支

障を及ぼすことがないよう留意しなければならないものとする。

(第三条第二項関係)

第二 労働組合

一 労働組合の結成等

1 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができるものとする。ただし、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に關して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は労働組合との關係についての当局の計画及び方針に關する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他労働組合との關係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員(一において「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の労働組合を組織することができないものとする。

(第四条第一項関係)

2 委員会は、管理職員等の範圍を認定して告示するものとする。

(第四条第二項関係)

3 各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をい

う。以下同じ。）は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならないものとする事。

（第四条第三項関係）

二 労働組合の認証

1 労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、理事その他の役員の名及び中央労働委員会規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて委員会に認証を申請することができるものとする事。

（第五条第一項関係）

2 労働組合の規約が満たすべき要件について定めるものとする事。

（第五条第二項関係）

(一) 名称、目的及び業務、主たる事務所の所在地、組合員の範囲及びその資格の得喪に関する規定、重要な財産の得喪その他資産に関する規定、理事その他の役員に関する規定、業務執行、会議及び投票に関する規定、経費及び会計に関する規定、他の労働組合との連合に関する規定、規約の変更に関する規定並びに解散に関する規定が記載されている事。

(二) 会計報告は、組合員によって委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることとされている事。

3 労働組合が認証されるためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続により決定されること、職員が全ての組合員の過半数を占めることを必要とするものとする事。

(第五条第三項及び第四項関係)

4 委員会は、認証を申請した労働組合が2及び3の規定に適合するものであるときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該労働組合を認証し、名称及び主たる事務所の所在地その他中央労働委員会規則で定める事項を告示しなければならないものとする事。

(第五条第五項及び第六項関係)

5 4の規定により認証された労働組合(以下「認証された労働組合」という。)が労働組合でなくなったとき、認証された労働組合について2及び3の規定に適合しない事実があったとき、又は認証された労働組合が7の規定による届出をしなかったときは、委員会は、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができるものとし、認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認証された労働組合から請求があったときは、公開により行わな

ればならないものとする。

(第五条第七項及び第八項関係)

6 5の規定による認証の取消しは、当該処分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じないものとする。

(第五条第九項関係)

7 認証された労働組合は、その規約又は1に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならないものとする。

(第五条第十項関係)

8 認証された労働組合の認証の取消しの申請及び解散の届出による認証の取消しについて定めるものとする。

(第五条第十一項及び第十二項関係)

9 委員会は、7の規定による変更の届出(4の規定により告示された事項に係るものに限る。)があつたとき、又は5若しくは8の規定により認証を取り消したときは、その旨を告示しなければならないものとする。

(第五条第十三項関係)

10 委員会は、認証された労働組合に対し、当該認証された労働組合に係る二の規定による事務に関し

必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(第五条第十四項関係)

三 合議体による事務の処理

委員会は、委員会の公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）のうちから会長があらかじめ指名した公益委員及び会長（以下「国家公務員担当公益委員」という。）をもって構成する合議体には、第一の二の(一)のロ、第二の一の2並びに第二の二の4、5及び8から10までの規定による事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもって委員会の処分とすることができるものとする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でない認められる場合は、公益委員の全員をもって構成する合議体には、当該事務の処理を行わせるものとする。その他合議体による事務の処理に関し、所要の規定を定めるものとする。

(第六条関係)

四 労働組合のための職員の行為の制限

1 認証された労働組合の業務に専ら従事すること

(第七条関係)

(一) 職員は、労働組合の業務に専ら従事することができないものとする。ただし、政令で定める

ところにより、所轄庁の長の許可を受けて、認証された労働組合（二の４の規定による認証をされていない連合体である労働組合であつて、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。１において同じ。）の役員として専ら従事する場合は、この限りでないものとする。

(二) (一)のただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

(三) (一)のただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年を超えることができないものとする。

(四) (一)のただし書の許可は、当該許可を受けた職員が認証された労働組合の役員として当該認証された労働組合の業務に専ら従事する者でなくなったときは、取り消されるものとする。

(五) (一)のただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、常時勤務を要しない官職であつて政令で定めるものの職務に従事する場合を除いて、職務に従事せず、何らの給与を受けてはならないものとする。

2 勤務時間中認証された労働組合の業務に従事すること

(第八条関係)

(一) 職員は、政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けて、認証された労働組合の役員又は認証された労働組合の規約に基づき設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該認証された労働組合の業務に従事することができるとすること。

(二) (一)の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

(三) (二)の有効期間は、一の職員について一年を通じて三十日を超えないものとする。

(四) (一)の許可を受けた職員は、当該許可の有効期間中職務に従事しないものとする。

(五) 職員が(一)の許可を受けた期間については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額するものとする。

五 不当労働行為

当局は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

(第九条関係)

- (一) 職員が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを職員の任免の条件とすること。
- (二) 認証された労働組合と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと。
- (三) 職員が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、第三の三の四の規定により行われる勤務時間中の団体交渉に参加する職員に対し給与を支給すること、及び労働組合に対し最小限の広さの事務所を供与することを除くものとする。
- (四) 職員が委員会に対し当局が五の規定に違反した旨の申立てをしたこと又は委員会が当該申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは第四の二の1に規定する者と認証された労働組合との間に発生した紛争の調整をする場合に職員が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

第三 団体交渉

一 団体交渉の範囲

1 当局は、認証された労働組合から次に掲げる事項について適法な団体交渉の申入れがあった場合に
おいては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。こと。
(第十条第一項関係)

(一) 職員の俸給その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

(二) 職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項

(三) 職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項

(五) 団体交渉の手續その他の労働組合と当局との間の労使関係に関する事項（以下「労使関係事項」という。）

2 国の事務の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができないものとする。こと。

(第十条第二項関係)

二 団体交渉を行う当局

勤務条件に関する事項のうち、法令の制定又は改廃を要する事項について労働組合と団体交渉をすることができ、それができない場合は、法令の制定又は改廃を要する事項について労働組合と団体交渉をすることができない。この場合、労働組合がその役員の中から指名する者と当該事項に係る事務を所掌する主任の大臣とする等、労働組合と団体交渉をすることができない場合は、労働組合がその役員の中から指名する者と当該事項に係る事務を所掌する主任の大臣とする等、労働組合と団体交渉をすることができない。 (第十一条関係)

三 団体交渉の手續等

1 団体交渉は、労働組合と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、労働組合がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行わなければならないものとし、労働組合と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとする。 (第十二条第一項関係)

2 1の場合において、特別の事情があるときは、労働組合は、役員以外の者を指名することができるものとする。 (第十二条第二項関係)

3 団体交渉は、1及び2の規定に適合しないこととなったとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国の事務の正常な運営を阻害することとなったときは、これを打ち切ることができるものとする。 (第十二条第三項関係)

4 三に規定する適法な団体交渉は、勤務時間中においても行うことができるものとする。

(第十二条第四項関係)

5 1又は2の規定により労働組合が指名した職員は、勤務時間中に適法な団体交渉に参加することについて、政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けなければならないものとし、この場合において、所轄庁の長は、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを許可するものとする。

(第十二条第五項関係)

6 当局は、労働組合と団体交渉を行ったときは、その議事の概要を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならないものとする。

(第十二条第六項関係)

7 職員は、労働組合に属していないという理由で、一の1の(一)から(四)までに掲げる事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならないものとする。

(第十二条第七項関係)

第四 団体協約

一 団体協約の範囲

認証された労働組合と当局は、第三の一の1の(一)から(五)までに掲げる事項に関し団体協約を締結することができるものとする。ただし、この法律、国家公務員法、検察庁法及び外務公務員法の改廃を要する事項に関しては、団体協約を締結することができないものとする。 (第十三条関係)

二 団体協約を締結する当局

1 勤務条件に関する事項のうち、法令の制定又は改廃を要する事項(この法律、国家公務員法、検察庁法及び外務公務員法の改廃を要する事項を除く。)について認証された労働組合と団体協約を締結することができる当局を当該事項に係る事務を所掌する主任の大臣とする等、認証された労働組合と団体協約を締結することができる当局を定めるものとする。 (第十四条第一項関係)

2 勤務条件に関する事項のうち法律の制定若しくは改廃を要する事項(この法律、国家公務員法、検察庁法及び外務公務員法の改廃を要する事項を除く。)若しくは政令の制定若しくは改廃を要する事項又はこの法律に基づく政令の改廃を要する労使関係事項について団体協約を締結しようとするときは、あらかじめ、内閣の承認を得なければならないものとする。 (第十四条第二項関係)

三 団体協約の効力の発生等

- 1 認証された労働組合と二の1に規定する者との間の団体協約は、書面をもって作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずるものとする。 (第十五条第一項関係)
- 2 二の1に規定する者は、認証された労働組合との間で団体協約を締結したときは、当該団体協約の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならないものとする。 (第十五条第二項関係)

四 団体協約の期間

- 1 団体協約には、三年を超える有効期間の定めをすることができず、三年を超える有効期間の定めをした団体協約は、三年の有効期間の定めをした団体協約とみなすものとする。 (第十六条第一項及び第二項関係)

- 2 有効期間の定めのない団体協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によって相手方に予告して解約することができるものとし、予告は解約しようとする日の少なくとも九十日前にしなければならないものとする。 (第十六条第三項及び第四項関係)

五 団体協約の効力

1 内閣は、勤務条件に関する事項のうち、法律の制定又は改廃を要する事項（この法律、国家公務員法、検察庁法及び外務公務員法の改廃を要する事項を除く。）に係る事務を所掌する主任の大臣が、当該事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な法律案を国会に提出しなければならないものとする。こと。（第十七条第一項関係）

2 内閣は、勤務条件に関する事項のうち、政令の制定若しくは改廃を要する事項に係る事務を所掌する主任の大臣が当該事項について団体協約を締結したとき又は内閣総理大臣がこの法律に基づく政令の改廃を要する労使関係事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な政令の制定又は改廃をしなければならないものとする。こと。（第十七条第二項関係）

3 当局が、勤務条件に関する事項のうち、内閣府令又は省令の制定又は改廃を要する事項等について団体協約を締結したときに講ずる措置について定めるものとする。こと。（第十七条第三項から第五項まで関係）

六 団体協約の失効

1 団体協約は、次に掲げる場合は、その効力を失うものとする。 (第十八条第一項関係)

(一) 五の1の規定により提出された法律案(六において単に「法律案」という。)が、当該法律案を提出した国会の会期中(当該法律案が国会法第四十七条第二項の規定により閉会中審査に付された場合にあつては、後会の会期中)に法律とならなかった場合(当該会期中に同項の規定により閉会中審査に付された場合を除く。)

(二) 団体協約を締結した認証された労働組合の認証が、第二の二の5又は8の規定により取り消された場合

2 団体協約は、法律案が修正されて法律となった場合は、当該法律と抵触する範囲において、その効力を失うものとする。 (第十八条第二項関係)

第五 不当労働行為事件

一 審査の手續

1 不当労働行為事件に係る申立て及び審査の開始

(一) 当局が、次に掲げる規定に違反したときは、認証された労働組合又は(1)から(3)までに定める者

は、委員会に対し、その旨を申し立てることが出来るものとする。 (第十九条第一項関係)

(1) 第二の五の(一) 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員(労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていないことを理由として、職員として採用されなかった者を含む。)

(2) 第二の五の(二) 認証された労働組合の組合員である職員

(3) 第二の五の(三)又は(四) 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員

(二) 委員会は、(一)の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならないものとする。この場合において、審問の手續においては、当該当局及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならないものとする。 (第十九条第二項関係)

(三) 委員会は、(一)の申立てが、行為の日(継続する行為にあつては、その終了した日)から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができないものとする。

2 合議体による審査

委員会は、国家公務員担当公益委員をもって構成する合議体に、不当労働行為事件の審査を行わせ、当該合議体のした処分をもって委員会の処分とすることができるものとする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合は、公益委員の全員をもって構成する合議体に、当該事件の審査を行わせるものとする。また、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員は、それぞれ1の(二)の規定により調査(公益委員の求めがあつた場合に限る。)及び審問を行う手続並びに6の規定により和解を勧める手続に参与し、又は4の(二)の行為等を行うことができるものとするほか、合議体による審査に関し、所要の規定を定めるものとする。こと。

(第二十条関係)

3 地方調整委員

委員会は、地方調整委員であつて公益を代表するものに、委員会が行う審査の手続のうち、1の(二)の規定により調査及び審問を行う手続並びに6の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わ

せることができるものとする。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、これらの手続（調査を行う手続にあつては、公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限る。）に参加することができるものとする。 （第二十一条関係）

4 救済命令等

(一) 委員会は、事件が命令を発するのに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令（以下「救済命令等」という。）を発しなければならないものとする。 （第二十二条第一項関係）

(二) 調査又は審問を行う手続に参加する国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員は、委員会が救済命令等発しようとする場合は、意見を述べることができるものとするほか、救済命令等に関し、所要の規定を定めるものとする。 （第二十二条第二項から第四項まで関係）

5 救済命令等の確定

国が救済命令等について二の1の期間内に取消しの訴えを提起しないときは、救済命令等は、確定するものとする。 （第二十三条関係）

6 和解

委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができるものとするほか、和解に関し、所要の規定を定めるものとする事。

(第二十四条関係)

7 労働組合法の準用

この法律の不当労働行為事件の審査について労働組合法の不当労働行為事件の審査に関する必要な規定を準用するものとし、この場合における読替えについて定めるものとする事。

(第二十五条関係)

8 民事訴訟法の準用

この法律の不当労働行為事件の審査において委員会が証人又は当事者に陳述させる手続について民事訴訟法の証人尋問及び当事者尋問に関する必要な規定を準用するものとする事。

(第二十六条関係)

9 不服申立ての制限

当局及び職員に係る処分であつて不当労働行為に該当するものについては、行政不服審査法による

不服申立てをすることができないものとする。

(第二十七条関係)

二 訴訟

1 取消しの訴え

委員会が救済命令等を発したときは、国は、救済命令等の交付の日から三十日以内に、救済命令等の取消しの訴えを提起することができるとし、この期間は、不変期間とするものとする。

(第二十八条関係)

2 緊急命令

1の規定により国が裁判所に訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発した委員会の申立てにより、決定をもって、国に対し判決の確定に至るまで救済命令等の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができるものとする。

(第二十九条関係)

3 証拠の申出の制限

委員会が物件提出命令をしたにもかかわらず物件を提出しなかった者は、裁判所に対し、当該物件

に係る証拠の申出をすることができないものとする。

(第三十条関係)

第六 あっせん、調停及び仲裁

一通則

1 関係当事者の範囲

第六に規定する手続における関係当事者は、第四の二の1に規定する者及び認証された労働組合とすること。

(第三十一条関係)

2 国家公務員担当委員による事務の処理

委員会の職権によるあっせん、調停及び仲裁の開始の決議、あっせん員の委嘱等に関する事務の処理については、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員のみが参与するものとする。

(第三十二条関係)

二 あっせん

1 あっせんの開始

委員会は、関係当事者の間に発生した紛争であって第四の一の規定に基づき団体協約を締結するこ

とができる事項に係るもの（三の1及び四の1において「団体協約の締結に係る紛争」という。）について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができるものとする。こと。

（第三十三条第一項関係）

2 委員会によるあつせん

委員会によるあつせんは、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員、国家公務員担当労働者委員等のうちから委員会の会長が指名するあつせん員等によって行うものとする。また、地方において処理すべき事件については、原則として、地方調整委員のうちから委員会の会長が指名するあつせん員により行うものとするほか、委員会によるあつせんに関し、所要の規定を定めるものとする。こと。

（第三十三条第二項から第五項まで関係）

三 調停

1 調停の開始

委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に調停を行うものとする。こと。

（第三十四条関係）

- (一) 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。
- (二) 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて委員会に調停の申請をしたとき。
- (三) 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。
- (四) 委員会が職権に基づき、調停を行う必要があると決議したとき。
- (五) 各省大臣若しくは会計検査院長（自ら又はその部内の国家公務員が関係当事者の一方である場合に限る。四の1の(五)において同じ。）又は内閣総理大臣が、公益上特に必要があると認める場合において、委員会に調停の請求をしたとき。

2 委員会による調停

委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会によって行うものとし、調停委員会は、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員のうちから委員会の会長が指名する各三人以内で組織するものとする。また、地方において処理すべき事件については、原則として、地方調整委員のうちから委員会の会長が指名する調停委員により行うものとする。また、委員会による調停に関し、所要の規定を定めるものとする。

四 仲裁

1 仲裁の開始

委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に仲裁を行うものとする。

(第三十九条関係)

- (一) 関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。
- (二) 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて委員会に仲裁の申請をしたとき。
- (三) 委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。
- (四) 委員会があつせん又は調停を行っている事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。
- (五) 各省大臣若しくは会計検査院長又は内閣総理大臣が、公益上特に必要があると認める場合において、委員会に仲裁の請求をしたとき。

2 委員会による仲裁

委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によって行うものとし、仲裁委員会は、国家公務員担当公益委員の全員をもって充てる仲裁委員又は国家公務員担当公益委員のうちから委員会の会長が指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織するものとする。また、仲裁委員会は、仲裁裁定を行ったときは、当該仲裁裁定の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならないものとするほか、委員会による仲裁に関し、所要の規定を定めるものとする。

(第四十条関係)

3 仲裁裁定の効力

仲裁裁定があったときは、当該仲裁裁定の定めるところにより、関係当事者間において有効期間の定めのない団体協約が締結されたものとみなして、第四の四の2、五及び六の規定を適用するものとする。この場合において、勤務条件に関する事項のうち法律の制定又は改廃を要する事項(この法律、国家公務員法、検察庁法及び外務公務員法の改廃を要する事項を除く。)について仲裁裁定があったときは、内閣は、当該仲裁裁定の内容を適切に反映させるために必要な法律案を国会に提出す

るようである限り努めなければならないものとする。また、勤務条件に関する事項のうち政令の制定若しくは改廃を要する事項又はこの法律に基づく政令の改廃を要する労使関係事項について仲裁裁定があつたときは、内閣は、当該仲裁裁定の内容を適切に反映させるために必要な政令の制定又は改廃をするようである限り努めなければならないものとする。

(第四十一条関係)

第七 雑則

一 委員会は、この法律及び労働組合法の規定に基づいて委員会がした処分であつて、当局、職員又は労働組合に対してしたものに等に係る国を被告とする抗告訴訟について国を代表するものとするほか、抗告訴訟の取扱いに関し、所要の規定を定めるものとする。

(第四十二条関係)

二 委員会の処分に関する行政手続法の適用除外及び不服申立ての制限について定めるものとする。

(第四十三条及び第四十四条関係)

三 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第四十五条関係)

第八 附則

一 施行期日

この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年国家公務員法改正法」という。）の施行の日から施行するものとする。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行するものとする。こと。

（附則第一条関係）

（一） 第二の三（第二の二の4、5及び8から10までに係る部分を除く。）並びに二及び六の規定 平成二十三年国家公務員法改正法の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（二） 第一の二の（一）のロ、第二の一の2及び3並びに第二の三（第二の二の4に係る部分に限る。）並びに三の（三）の規定 平成二十三年国家公務員法改正法の公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 この法律の施行に関し必要な準備行為を定めるものとする。こと。

（附則第二条関係）

三 労働組合の認証について、必要な経過措置を定めるものとする。こと。

（附則第三条から附則第五条まで関係）

(一) 登録職員団体（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において現に平成二十三年国家公務員法改正法第二条の規定による改正前の国家公務員法第百八条の三の規定により登録されている職員団体をいう。（三）において同じ。）は、施行日において、認証された労働組合となるものとする。

(二) (一)の規定により認証された労働組合となったもの（二）において「移行認証労働組合」という。）の認証は、施行日から起算して六月を経過する日（当該移行認証労働組合がその日までに第二の二の1の規定により認証を申請した場合にあつては、当該申請に対する処分があつた日）にその効力を失うものとする。

(三) 第二の二の4の規定による認証を受けようとする者（登録職員団体を除く。）は、施行日前においても、第二の二の規定の例により、認証を申請することができるものとする。

四 第二の四の1の規定の適用については、国家公務員の労働関係の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、第二の四の1の(三)中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で政令で定める期間」とするものとする。その他労働組合のための職員の行為

の制限について、必要な経過措置を定めるものとする。

（附則第七条及び附則第八条関係）

五 認証された労働組合と各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員は、施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までは第四の一の規定による団体協約の締結をすることができないこととするほか、認証された労働組合と各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員が行う団体交渉等について、必要な経過措置を定めるものとする。

（附則第九条関係）

六 三から五までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

（附則第十条関係）

七 政府は、団体交渉の実施状況、あつせん、調停及び仲裁に関する制度の運用状況その他この法律の施行の状況並びに自律的労使関係制度の運用に関する国民の理解の状況を勘案し、国家公務員の争議権について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第十一条関係）

国家公務員の労働関係に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 労働組合（第四条―第九条）
- 第三章 団体交渉（第十条―第十二条）
- 第四章 団体協約（第十三条―第十八条）
- 第五章 不当労働行為事件
 - 第一節 審査の手續（第十九条―第二十七条）
 - 第二節 訴訟（第二十八条―第三十条）
- 第六章 あつせん、調停及び仲裁
 - 第一節 通則（第三十一条・第三十二条）
 - 第二節 あつせん（第三十三条）
 - 第三節 調停（第三十四条―第三十八条）

第四節 仲裁（第三十九条―第四十一条）

第七章 雑則（第四十二条―第四十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国家公務員の勤務条件について、透明性を確保しつつ、国民の理解の下に、社会経済情勢の変化及び政策課題の変化に柔軟かつ的確に対応して定めることができるよう、政府と労働組合との間の団体交渉及び団体協約等に関する制度を確立することにより、職員が国民の立場に立ち責任を自覚し誇りを持って職務を遂行することを促進するとともに、職員の能力の向上及び優秀な人材の国の行政機関への確保を図り、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第四項に規定する職員をいう。ただし、

次に掲げるものを除く。

イ 国家公務員法第百条第二項に規定する職員

ロ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する局長の職にある職員その他の重要な行政上の決定を行う職員として中央労働委員会（以下「委員会」という。）が認定して告示するもの

ハ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号に規定する職員

二 労働組合 職員が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体（前号ロに掲げる者が加入するもの又は第四条第一項ただし書に規定する管理職員等と当該管理職員等以外の職員とが組織するものを除く。）又はその連合体をいう。

（関係者の責務）

第三条 労働組合及び当局（第十一条各号に定める者をいう。次条第一項、第九条及び第十条第一項において同じ。）は、公務の能率的な運営を確保するため、団体交渉の円滑かつ効率的な実施に努めなければな

らない。

2 この法律に基づく手続に関与する関係者は、国の事務及び事業の確実、効率的かつ適正な実施に支障を及ぼすことがないよう留意しなければならない。

第二章 労働組合

(労働組合の結成等)

第四条 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は労働組合との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他労働組合との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員（以下この条において「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の労働組合を組織することができない。

2 委員会は、管理職員等の範囲を認定して告示するものとする。

3 各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。以下同じ。）は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。

（労働組合の認証）

第五条 労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び中央労働委員会規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて委員会に認証を申請することができる。

2 労働組合の規約は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

イ 名称

ロ 目的及び業務

ハ 主たる事務所の所在地

ニ 組合員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する規定

へ 理事その他の役員に関する規定

ト 次項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

チ 経費及び会計に関する規定

リ 他の労働組合との連合に関する規定

ヌ 規約の変更に関する規定

ル 解散に関する規定

二 会計報告は、組合員によって委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることとされていること。

3 労働組合が認証されるためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあっては、全ての組合員が平等に参加する機会を有する構成団体ごと又は地域若しくは職域ごとの直

接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手續を定め、かつ、現実にその手續により決定されることをもって足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、労働組合が認証されるためには、職員（職員であった者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを含む。第五章において同じ。）が全ての組合員の過半数を占めることを必要とする。

5 委員会は、認証を申請した労働組合が前三項の規定に適合するものであるときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該労働組合を認証しなければならない。

6 委員会は、前項の規定により認証したときは、当該労働組合の名称及び主たる事務所の所在地その他中央労働委員会規則で定める事項を告示しなければならない。

7 第五項の規定により認証された労働組合（以下「認証された労働組合」という。）が労働組合でなくな

ったとき、認証された労働組合について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があったとき、又は認証された労働組合が第十項の規定による届出をしなかったときは、委員会は、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができる。

8 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認証された労働組合から請求があったときは、公開により行わなければならない。

9 第七項の規定による認証の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があったときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

10 認証された労働組合は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があったときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。

11 認証された労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、委員会に認証の取消しを申請することができる。この場合において、委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消さなければならない。

12 認証された労働組合は、解散したときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、委員会にその旨

を届け出なければならぬ。この場合において、委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消さなければならぬ。

13 委員会は、第十項の規定による変更の届出（第六項の規定により告示された事項に係るものに限る。）があつたとき、又は第七項、第十一項若しくは前項の規定により認証を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

14 委員会は、認証された労働組合に対し、当該認証された労働組合に係るこの条の規定による事務に関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

（合議体による事務の処理）

第六条 委員会は、委員会の公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）のうちから会長があらかじめ指名した六人の公益委員及び会長（以下「国家公務員担当公益委員」という。）をもって構成する合議体に、第二条第一号ロ、第四条第二項並びに前条第五項から第八項まで及び第十一項から第十四項までの規定による事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもって委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合は、

公益委員の全員をもって構成する合議体に、当該事務の処理を行わせる。

2 委員会は、前項の規定による事務の処理について、第二条第一号ロ及び第四条第二項の規定による認定及び告示並びに前条の規定による処分及び告示を除き、一人又は数人の公益委員にその手続の一部を行わせることができる。

3 第一項の合議体に関する事項その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(労働組合のための職員の行為の制限)

第七条 職員は、労働組合の業務に専ら従事することができない。ただし、政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けて、認証された労働組合（第五条第五項の規定による認証をされていない連合体である労働組合であつて、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。以下この条において同じ。）の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職

期間を通じて五年（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により組合の役員として組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が認証された労働組合の役員として当該認証された労働組合の業務に専ら従事する者でなくなったときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、常時勤務を要しない官職であつて政令で定めるものの職務に従事する場合を除いて、職務に従事せず、何らの給与を受けてはならない。

第八条 職員は、前条第一項ただし書の場合のほか、政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けて、認証された労働組合の役員又は認証された労働組合の規約に基づき設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該認証された労働組合の業務に従事することができる。

2 前項の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合にお

いては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 前項の有効期間は、一の職員について一年を通じて三十日を超えないものとする。

4 第一項の許可を受けた職員は、当該許可の有効期間中職務に従事しない。

5 職員が第一項の許可を受けた期間については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十五条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

（不当労働行為）

第九条 当局は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 職員が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを職員の任免の条件とすること。

二 認証された労働組合と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと。

三 職員が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、第十二条第四項の規定により行われる勤務時間中の団体交渉に参加する職員に対し給与を支給すること、及び労働組合に対し最小限の広さの事務所を供与することを除くものとする。

四 職員が委員会に対し当局がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと又は委員会が当該申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは第十四条第一項各号に定める者と認証された労働組合との間に発生した紛争の調整をする場合に職員が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

第三章 団体交渉

(団体交渉の範囲)

第十条 当局は、認証された労働組合から次に掲げる事項について適法な団体交渉の申入れがあった場合において、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

一 職員の俸給その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

二 職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項

三 職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項

五 団体交渉の手續その他の労働組合と当局との間の労使関係に関する事項（以下「労使関係事項」という。）

2 国の事務の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

（団体交渉を行う当局）

第十一条 労働組合と団体交渉をすることができるときは、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 勤務条件に関する事項のうち、法律の制定又は改廃を要するもの 当該事項に係る事務を所掌する主

任の大臣

二 勤務条件に関する事項のうち、政令の制定又は改廃を要するもの 当該事項に係る事務を所掌する主

任の大臣

三 勤務条件に関する事項のうち、内閣府令若しくは省令の制定若しくは改廃を要するもの又は法律若しくはこれに基づく命令の規定に基づき当該法令を所管する大臣が定めるもの 当該事項に係る事務を所掌する主任の大臣

四 勤務条件に関する事項のうち、法律又はこれに基づく命令の規定に基づき各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員が定めるもの 当該勤務条件を定めることができる各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員

五 勤務条件に関する事項のうち、前各号に掲げるもの以外のもの 当該事項について適法に管理し、又は決定することのできる者

六 この法律の改廃を要する労使関係事項 内閣総理大臣

七 この法律に基づく政令の改廃を要する労使関係事項 内閣総理大臣

八 前各号に定める者に共通する労使関係事項（前二号に掲げるものを除く。） 内閣総理大臣

九 内閣総理大臣及び内閣府に置かれる外局の長並びにこれらの委任を受けた部内の国家公務員又は各省大臣及び各省に置かれる外局の長並びにこれらの委任を受けた部内の国家公務員それぞれに共通する労

使関係事項（前三号に掲げるものを除く。）　内閣総理大臣又は当該各省大臣

十　内閣総理大臣及びその委任を受けた部内の国家公務員、各省大臣及びその委任を受けた部内の国家公務員、会計検査院長及びその委任を受けた部内の国家公務員、宮内庁長官及びその委任を受けた部内の国家公務員又は各外局の長及びその委任を受けた部内の国家公務員それぞれに共通する労使関係事項（第六号から前号までに掲げるものを除く。）　当該各省各庁の長

十一　前各号に定める者のみに関する労使関係事項（第六号から前号までに掲げるものを除く。）　当該各号に定める者

（団体交渉の手續等）

第十二条　団体交渉は、労働組合と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、労働組合がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行わなければならない。団体交渉に当たっては、労働組合と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとする。

2　前項の場合において、特別の事情があるときは、労働組合は、役員以外の者を指名することができるも

のとする。ただし、その指名する者は、当該団体交渉の対象である特定の事項について団体交渉をする適法な委任を当該労働組合の執行機関から受けたことを文書によって証明できる者でなければならない。

3 団体交渉は、前二項の規定に適合しないこととなったとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国の事務の正常な運営を阻害することとなったときは、これを打ち切ることができる。

4 この条に規定する適法な団体交渉は、勤務時間中においても行うことができるものとする。

5 第一項又は第二項の規定により労働組合が指名した職員は、勤務時間中に適法な団体交渉に参加することについて、政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けなければならない。この場合において、所轄庁の長は、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを許可するものとする。

6 当局は、労働組合と団体交渉を行ったときは、その議事の概要を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

7 職員は、労働組合に属していないという理由で、第十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(団体協約の範囲)

第十三条 認証された労働組合と当局は、第十条第一項各号に掲げる事項に関し団体協約を締結することができる。ただし、この法律、国家公務員法、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及び外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の改廃を要する事項に関しては、団体協約を締結することができない。
(団体協約を締結する当局)

第十四条 認証された労働組合と前条の規定に基づき団体協約を締結することができる当局は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 第十一条第一号に掲げる事項（この法律、国家公務員法、検察庁法及び外務公務員法の改廃を要する事項を除く。） 同号に定める者
- 二 第十一条第二号に掲げる事項 同号に定める者
- 三 第十一条第三号に掲げる事項 同号に定める者
- 四 第十一条第四号に掲げる事項 同号に定める者
- 五 第十一条第五号に掲げる事項 同号に定める者

六 第十一条第七号に掲げる事項 同号に定める者

七 第十一条第八号から第十一号までに掲げる事項 当該各号に定める者

2 前項第一号、第二号又は第六号に定める者は、それぞれ当該各号に掲げる事項について団体協約を締結しようとするときは、あらかじめ、内閣の承認を得なければならない。

(団体協約の効力の発生等)

第十五条 認証された労働組合と前条第一項各号に定める者との間の団体協約は、書面をもって作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずる。

2 前条第一項各号に定める者は、認証された労働組合との間で団体協約を締結したときは、当該団体協約の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

(団体協約の期間)

第十六条 団体協約には、三年を超える有効期間の定めをすることができない。

2 三年を超える有効期間の定めをした団体協約は、三年の有効期間の定めをした団体協約とみなす。

3 有効期間の定めがない団体協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によって相手方に

予告して、解約することができ。一定の期間を定める団体協約であつて、その期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定めがあるものについて、その期間の経過後も、同様とする。

4 前項の予告は、解約しようとする日の少なくとも九十日前にしなければならない。

(団体協約の効力)

第十七条 内閣は、第十四条第一項第一号に定める者が同号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な法律案を国会に提出しなければならない。

2 内閣は、第十四条第一項第二号又は第六号に定める者がそれぞれ当該各号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な政令の制定又は改廃をしなければならない。

3 第十四条第一項第三号に定める者は、同号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な内閣府令若しくは省令の制定若しくは改廃又は勤務条件の決定若しくは変更をしなければならない。

4 第十四条第一項第四号に定める者は、同号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な勤務条件の決定又は変更をしなければならない。

5 第十四条第一項第五号又は第七号に定める者は、それぞれ当該各号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を実施するために必要な措置を講じなければならない。

(団体協約の失効)

第十八条 団体協約は、次に掲げる場合は、その効力を失う。

一 前条第一項の規定により提出された法律案（以下この条において単に「法律案」という。）が、当該法律案を提出した国会の会期中（当該法律案が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四十七条第二項の規定により閉会中審査に付された場合にあつては、後会の会期中）に法律とならなかった場合（当該会期中に国会法第四十七条第二項の規定により閉会中審査に付された場合を除く。）

二 団体協約を締結した認証された労働組合の認証が、第五条第七項、第十一項又は第十二項の規定により取り消された場合

2 団体協約は、法律案が修正されて法律となった場合は、当該法律と抵触する範囲において、その効力を

失う。

第五章 不当労働行為事件

第一節 審査の手續

(不当労働行為事件に係る申立て及び審査の開始)

第十九条 当局が、次の各号に掲げる規定に違反したときは、認証された労働組合又は当該各号に定める者は、委員会に対し、その旨を申し立てることができる。

一 第九条第一号 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員（労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていないことを理由として、職員として採用されなかった者を含む。）

二 第九条第二号 認証された労働組合の組合員である職員

三 第九条第三号又は第四号 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員

2 委員会は、前項の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立

てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この場合において、審問の手続においては、当該当局及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。

3 委員会は、第一項の申立てが、行為の日（継続する行為にあつては、その終了した日）から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

（合議体による審査）

第二十条 委員会は、国家公務員担当公益委員をもって構成する合議体に、不当労働行為事件の審査を行わせ、当該合議体のした処分をもって委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合は、公益委員の全員をもって構成する合議体に、当該事件の審査を行わせる。

2 委員会は、前項の規定による審査について、第二十二条第一項並びに第二十五条において準用する労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条の四第一項、第二十七条の七第一項（当事者若しくは証人に陳述させ、又は提出された物件を留め置く部分を除く。）及び第二十七条の十第四項の規定によ

る処分並びに第二十九条の申立てを除き、一人又は数人の公益委員にその手続の一部を行わせることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、国家公務員担当使用者委員（労働組合法第十九条の三第二項の規定により、各省各庁の長、最高裁判所、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項において同じ。）を行う国の経営する企業の推薦に基づき任命された七人の使用者委員をいう。以下同じ。）及び国家公務員担当労働者委員（労働組合法第十九条の三第二項の規定により、認証された労働組合、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する第五条第七項に規定する認証された労働組合又は特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合法第二条に規定する労働組合の推薦に基づき任命された七人の労働者委員をいう。以下同じ。）は、それぞれ前条第二項の規定により調査（公益委員の求めがあった場合に限る。）及び審問を行う手続並び

に第二十四条第一項の規定により和解を勧める手続に参加し、又は第二十二條第二項及び第二十五條において準用する労働組合法第二十七條の七第四項の規定による行為をすることができる。

4 第一項の合議体に関する事項その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方調整委員)

第二十一條 委員会は、地方調整委員(労働組合法第十九條の十第一項に規定する地方調整委員をいう。以下同じ。)であつて公益を代表するものに、委員会が行う審査の手続のうち、第十九條第二項の規定により調査及び審問を行う手続並びに第二十四條第一項の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、これらの手続(調査を行う手続にあつては、公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限る。)に参加することができる。

(救済命令等)

第二十二條 委員会は、事件が命令を発するのに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令(以下「救済命令等」と

いう。)を発しなければならない。

2 調査又は審問を行う手続に参加する国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員は、委員会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べることができる。

3 第一項の事実の認定及び救済命令等は、書面によるものとし、その写しを当局及び申立人に交付しなければならない。

4 救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。

(救済命令等の確定)

第二十三条 国が救済命令等について第二十八条の期間内に同条の取消しの訴えを提起しないときは、救済命令等は、確定する。

(和解)

第二十四条 委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

2 救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、当事者双方の申立てがあつた場合において、委員会が当該和解の内容が当事者間の労働関係の正常な秩序を維持し、又は確立するため適当と認め

るときは、審査の手続は終了する。

3 前項に規定する場合において、和解（同項の規定により委員会が適当と認めたものに限る。次項において同じ。）に係る事件について既に発せられている救済命令等は、その効力を失う。

4 委員会は、和解に金銭の一定額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を内容とする合意が含まれる場合は、当事者双方の申立てにより、当該合意について和解調書を作成することができる。

5 前項の和解調書は、強制執行に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号に掲げる債務名義とみなす。

6 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、委員会の会長が行う。民事執行法第二十九條後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。

7 前項の規定による執行文の付与に関する異議についての裁判は、東京地方裁判所においてする。

8 第四項の和解調書並びに第六項後段の執行文及び文書の謄本の送達に関して必要な事項は、政令で定める。

(労働組合法の準用)

第二十五条 労働組合法第二十七条の二から第二十七条の八まで、第二十七条の十第三項から第六項まで、第二十七条の十一、第二十七条の十八、第二十七条の二十四、第二十八条の二及び第三十二条の二から第三十二条の四までの規定は、不当労働行為事件の審査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二十七条の二第一項 第一号</p>	<p>法人である当事者の代表者</p>	<p>当該当事者である職員を所管する国家公務員の労働関係に関する法律第四条第三項に規定する各省各庁の長若しくは当該当事者である同法第五条第七項に規定する認証された労働組合の役員</p>
<p>第二十七条の三第二項</p>	<p>労働委員会</p>	<p>中央労働委員会（以下「労働委員会」という。）</p>

第二十七条の六第二項 第三号	第二十七条の十二第一項	国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第一項
第二十七条の七第二項	事業者の事業上の秘密	国家公務員の職務上の秘密
第二十七条の七第四項	使用者委員	使用者委員（国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員をいう。）
第二十七条の十第五項	労働者委員 審査の申立て又は異議の申立て	労働者委員（同項に規定する国家公務員担当労働者委員をいう。） 異議の申立て
第二十七条の十第六項	審査申立人又は異議申立人	異議申立人
第二十七条の二十四	第二十二條第一項の規定により出頭を求められた者又は第二十七条の七第一項第一号（第二十七条の	国家公務員の労働関係に関する法律第二十条において準用する第二十七条の七第一項第一号

			第二十八条の二	十七の規定により準用する場合を含む。）	
			第三十二条の二第一号	第二十七条の八第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	国家公務員の労働関係に関する法律第二十条において準用する第二十七条の八第一項
			第三十二条の二第二号	第二十七条の七第一項第二号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	国家公務員の労働関係に関する法律第二十条において準用する第二十七条の七第一項第二号
			第三十二条の二第三号	第二十七条の八（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	国家公務員の労働関係に関する法律第二十条において準用する第二十七条の八

	む。 む。）	
第三十二条の三	第二十七条の八第二項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	国家公務員の労働関係に関する法律第二十五条において準用する第二十七条の八第二項
第三十二条の四	第二十七条の十一（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）	国家公務員の労働関係に関する法律第二十五条において準用する第二十七条の十一

（民事訴訟法の準用）

第二十六条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十六条、第九十七条及び第二百一条第二項から

第四項までの規定は委員会が証人に陳述させる手続について、同法第二百十条において準用する同法第二百一条第二項の規定は委員会が当事者に陳述させる手続について準用する。

（不服申立ての制限）

第二十七条 第十一条各号に定める者及び職員に係る処分であつて第九条各号に該当するものについては、

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

第二節 訴訟

（取消しの訴え）

第二十八条 委員会が救済命令等を発したときは、国は、救済命令等の交付の日から三十日以内に、救済命令等の取消しの訴えを提起することができる。この期間は、不変期間とする。

（緊急命令）

第二十九条 前条の規定により国が裁判所に訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発した委員会の申立てにより、決定をもって、国に対し判決の確定に至るまで救済命令等の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができ。

（証拠の申出の制限）

第三十条 委員会が第二十五条において準用する労働組合法第二十七条の七第二項に規定する物件提出命令をしたにもかかわらず物件を提出しなかつた者（審査の手續において当事者でなかつた者を除く。）は、

裁判所に対し、当該物件提出命令に係る物件により認定すべき事実を証明するためには、当該物件に係る証拠の申出をすることができない。ただし、物件を提出しなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

第六章 あっせん、調停及び仲裁

第一節 通則

(関係当事者の範囲)

第三十一条 この章に規定する手続における関係当事者は、第十四条第一項各号に定める者及び認証された労働組合とする。

(国家公務員担当委員による事務の処理)

第三十二条 委員会が次条第一項、第三十四条第三号及び第四号並びに第三十九条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第三十六条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 あっせん

第三十三条 委員会は、関係当事者の間に発生した紛争であつて第十三条の規定に基づき団体協約を締結することができる事項に係るもの（次条及び第三十九条において「団体協約の締結に係る紛争」という。）について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あっせんを行うことができる。

2 前項のあっせんは、委員会の会長が国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員若しくは国家公務員担当労働者委員若しくは第三十六条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあっせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあっせん員によって行う。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、地方調整委員のうちから、あっせん員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあっせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

4 あっせん員（委員会の委員又は地方調整委員である者を除く。）は、政令で定めるところにより、報酬

及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

5 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三条及び第十四条の規定は、第一項のあつせんについて準用する。この場合において、同条中「労働委員会」とあるのは、「中央労働委員会」と読み替えるものとする。

第三節 調停

（調停の開始）

第三十四条 委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に調停を行う。

- 一 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。
- 二 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて委員会に調停の申請をしたとき。
- 三 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。
- 四 委員会が職権に基づき、調停を行う必要があると決議したとき。
- 五 各省大臣若しくは会計検査院長（自ら又はその部内の国家公務員が関係当事者の一方である場合に限る。第三十九条第五号において同じ。）又は内閣総理大臣が、公益上特に必要があると認める場合にお

いて、委員会に調停の請求をしたとき。

(委員会による調停)

第三十五条 委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会によって行う。

(調停委員会)

第三十六条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、当局を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、当局を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならぬ。

2 公益を代表する調停委員は国家公務員担当公益委員のうちから、当局を代表する調停委員は国家公務員担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は国家公務員担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないとする。

場合は、この限りでない。

4 委員会の会長は、必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

5 前項の規定による調停委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(報告及び指示)

第三十七条 委員会は、調停委員会に、その行う事務に関し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

(労働関係調整法の準用)

第三十八条 労働関係調整法第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第一項から第三項まで及び第四十条の規定は、調停委員会及び調停について準用する。

第四節 仲裁

(仲裁の開始)

第三十九条 委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に仲裁を行う。

- 一 関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 二 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 三 委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

四 委員会が、あつせん又は調停を行っている事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。

五 各省大臣若しくは会計検査院長又は内閣総理大臣が、公益上特に必要があると認める場合において、委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会)

第四十条 委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によって行う。

2 仲裁委員会は、国家公務員担当公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が国家公務員担当公益委員のうちから指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織する。

3 仲裁委員会は、仲裁裁定を行ったときは、当該仲裁裁定の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

4 労働関係調整法第三十一条の三から第三十三条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び仲裁裁定について準用する。この場合において、同法第三十一条の四第二項中「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」と、同法第三十一条の五中「労働委員会の使用者を代表する委員又は特別調整委員及び労働者を代表する委員又は特別調整委員」とあるのは「中央労働委員会の国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員」と読み替えるものとする。

(仲裁裁定の効力)

第四十一条 仲裁裁定があつたときは、当該仲裁裁定の定めるところにより、関係当事者間において有効期間の定めのない団体協約が締結されたものとみなして、第十六条第三項及び第四項、第十七条並びに第十八条の規定を適用する。この場合において、第十七条第一項中「提出しなければならない」とあるのは「提出するようできる限り努めなければならない」と、同条第二項中「改廃をしなければならない」とあるのは「改廃をするようできる限り努めなければならない」とする。

第七章 雑則

(抗告訴訟の取扱い)

第四十二条 委員会は、この法律及び労働組合法の規定に基づいて委員会がした処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいい、第六条第二項又は第二十条第二項の規定により公益委員がした処分及び第二十一条の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）であつて、当局、職員（第十九条第一項第一号に規定する職員として採用されなかつた者を含む。）

若しくは労働組合（以下この項において「当局等」と総称する。）に対してしたもの又は当局等に係る手続において当局等以外の者に対してしたものに係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟について、国を代表する。

2 前項の訴訟においては、委員会に対しては、国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第六条の規定は、適用しない。

(行政手続法の適用除外)

第四十三条 この法律の規定により委員会がする処分（第五条の規定による処分を除き、第二十条第二項の

規定により公益委員がする処分及び第二十一条の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（不服申立ての制限）

第四十四条 この法律の規定により委員会がした処分（第五条の規定による処分を除き、第二十条第二項の規定により公益委員がした処分及び第二十一条の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（政令への委任）

第四十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二

十三年国家公務員法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条（第五条第五項から第八項まで及び第十一項から第十四項までに係る部分を除く。）並びに次条、附則第六条（第二十条第一項及び第四十条第二項に係る部分を除く。）及び第十条の規定 平成二十三年国家公務員法改正法の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条第一号ロ、第四条第二項及び第三項並びに第六条（第五条第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに附則第五条の規定 平成二十三年国家公務員法改正法の公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

（重要な行政上の決定を行う職員等の告示のための準備行為）

第二条 委員会は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第二条第一号ロ又は第四条第二項の規定による事務に関し必要があるときは、各省各庁の長に対し、資料の提出を求めることができる。

（労働組合の認証に関する経過措置）

第三条 登録職員団体（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において現に平成二十三年国家公務員法改正法第二条の規定による改正前の国家公務員法（以下「旧国家公務員法」という。）第百八条の三の規定により登録されている職員団体をいう。以下同じ。）は、施行日において、認証された労働組合

となるものとする。この場合において、委員会は、当該認証された労働組合の名称及び主たる事務所の所在地その他中央労働委員会規則で定める事項を告示しなければならない。

2 前項の規定は、第二条第一号ロに掲げる者が加入する登録職員団体については、適用しない。

3 第一項の規定により認証された労働組合となったもの（以下この条において「移行認証労働組合」という。）の認証は、施行日から起算して六月を経過する日（当該移行認証労働組合がその日までに第五条第一項の規定により認証を申請した場合にあっては、当該申請に対する処分があった日）にその効力を失う。この場合において、委員会は、その旨を告示しなければならない。

4 前項の規定によりその認証が効力を失った移行認証労働組合が締結した団体協約は、当該認証が効力を失った日にその効力を失う。ただし、当該移行認証労働組合が施行日から起算して六月を経過する日までに第五条第一項の規定により認証を申請した場合には、この限りでない。

第四条 施行日において現に旧国家公務員法第百八条の三第九項又は第十項の規定により人事院に対してされている届出は、それぞれ第五条第十項又は第十二項の規定により委員会に対してされた届出とみなす。

第五条 第五条第五項の規定による認証を受けようとする者（登録職員団体を除く。）は、施行日前におい

ても、同条の規定の例により、認証を申請することができる。

(国家公務員担当公益委員に関する経過措置)

第六条 第六条第一項、第二十条第一項及び第四十条第二項の規定の適用については、委員会の委員の数が平成二十三年国家公務員法改正法第六条の規定による改正後の労働組合法第十九条の三第一項に規定する数に達する日の前日までは、第六条第一項中「六人」とあるのは、「四人」とする。

(労働組合のための職員の行為の制限に関する経過措置)

第七条 施行日において現に旧国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の許可を受けている職員は、第七条第一項ただし書の許可を受けたものとみなす。この場合において、同項ただし書の許可を受けたものとみなされた職員に係る当該許可の有効期間は、旧国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の許可の有効期間の施行日における残存期間とする。

2 旧国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の規定により登録された職員団体の業務に専ら従事した期間は、第七条の規定の適用については、同条第一項ただし書の規定により認証された労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

3 第七条の規定の適用については、国家公務員の労働関係の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で政令で定める期間」とする。

第八条 施行日前に所轄庁の長の許可を受けて勤務時間中旧国家公務員法第百八条の三の規定により登録された職員団体の業務に従事した期間で政令で定めるものは、施行日の属する年における第八条の規定の適用については、同条第一項の規定により許可を受けて認証された労働組合の業務に従事した期間とみなす。

(認証された労働組合と各省各庁の長等が行う団体交渉等に関する経過措置)

第九条 認証された労働組合と各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員が第十一条第四号、第五号又は第九号から第十一号までに掲げる事項について行う団体交渉については、施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までは、第九条第二号の規定は、適用しない。

2 認証された労働組合と各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員は、前項の政令で定める日までは、第十四条第一項第四号、第五号又は第七号(第十一条第八号に掲げる事項に係る部分を除く。次

項において同じ。)に掲げる事項について第十三条の規定による団体協約の締結をすることができない。

3 認証された労働組合と各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員との間に発生した第十四条第一項第四号、第五号又は第七号に掲げる事項に係る紛争については、第一項の政令で定める日までは、第六章の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、団体交渉の実施状況、あつせん、調停及び仲裁に関する制度の運用状況その他この法律の施行の状況並びに自律的労使関係制度の運用に関する国民の理解の状況を勘案し、国家公務員の争議権について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

国家公務員制度改革基本法第十二条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あつせん、調停及び仲裁等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

参 照 条 文 目 次

一	国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）	（抄）	1
二	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）	（抄）	2
三	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）	（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）による改正後のもの）	6
四	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）	（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）による改正後のもの）	13
五	労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）	（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）による改正後のもの）	33
六	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）	（抄）	39
七	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）	（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）による改正後のもの）	39
八	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）	（抄）	44
九	外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）	（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）による改正後のもの）	44
十	検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）	（抄）	50
十一	国会法（昭和二十二年法律第七十九号）	（抄）	53
十二	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）	（抄）	53
十三	民事執行法（昭和五十四年法律第四号）	（抄）	53
十四	民事訴訟法（平成八年法律第九号）	（抄）	55
十五	行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）	（抄）	56
十六	国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）	（抄）	58
十七	行政手続法（平成五年法律第八十八号）	（抄）	59

○ 国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、行政の運営を担う国家公務員に関する制度を社会経済情勢の変化に対応したものとすることが喫緊の課題であることにかんがみ、国民全体の奉仕者である国家公務員について、一人一人の職員が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするため、国家公務員制度改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 国家公務員制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすこと。
- 二 多様な能力及び経験を持つ人材を登用し、及び育成すること。
- 三 官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めること。
- 四 国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成すること。
- 五 国民全体の奉仕者としての職業倫理を確立するとともに、能力及び実績に基づく適正な評価を行うこと。
- 六 能力及び実績に応じた処遇を徹底するとともに、仕事と生活の調和を図ることができる環境を整備し、及び男女共同参画社会の形成に資すること。
- 七 政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負う体制を確立すること。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国家公務員制度改革を推進する責務を有する。

（改革の実施及び目標時期等）

第四条 政府は、次章に定める基本方針に基づき、国家公務員制度改革を行うものとし、このために必要な措置については、この法律の施行後五年以内を目途として講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、職員の職務の特殊性に十分に配慮するものとする。
（労働基本権）

第十二条 政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民にか

れた自律的労使関係制度を措置するものとする。

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条（略）

②・③（略）

④ この法律の規定は、一般職に属する全ての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。内閣総理大臣は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及びこの条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第二条による改正後のもの）
（法令及び上司の命令に従う義務並びに団結権の制限及び争議行為の禁止等）

第百条（略）

② 警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

③・④（略）

（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第二条による改正後のもの）

（職員団体）

第百八条の二 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

② 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

③ 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

④ 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事院規則で定める。

⑤ 警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(職員団体の登録) (国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第二条による改正前のもの)

第百八条の三 職員団体は、人事院規則で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び人事院規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事院に登録を申請することができる。

② 職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 目的及び業務

三 主なる事務所の所在地

四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

五 理事その他の役員に関する規定

六 次項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

七 経費及び会計に関する規定

八 他の職員団体との連合に関する規定

九 規約の変更に關する規定

十 解散に関する規定

③ 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、かつ、現実にその手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合団体である職員団体又は全国的規模をもつ職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごと又は地域若しくは職域ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、かつ、現実に、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

④ 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しく

は懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

⑤ 人事院は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、人事院規則で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

⑥ 登録された職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。

⑦ 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

⑧ 第六項の規定による登録の取消しは、当該処分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

⑨ 登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

⑩ 登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。

(国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第二条による改正前のもの)

(交渉)

第百八条の五 当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生の活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

② 職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

③ 国の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。

④ 職員団体が交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる当局とする。

⑤ 交渉は、職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たっては、職員団体と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

⑥ 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならぬ。

⑦ 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。

⑧ 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。

⑨ 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第二条による改正前のもの)
(職員団体のための職員の行為の制限)

第百八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

② 前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

③ 第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第四号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間)を超えることができない。

④ 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

⑤ 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とする。

⑥ 職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第二条による改正前のもの)
(不利益取扱いの禁止)

第百八条の七 職員は、職員団体の構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその職員団体における正当な行為をしたことのために不利益な取扱いを受けない。

(国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第二条による改正前のもの)

附 則

第十八条 第八十条の六の規定の適用については、国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」とする。

(国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第二条による改正前のもの)

○ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号) (国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)による改正後のもの) (抄)

第一章 総 則

(目的及び関係者の義務)

第一条 この法律は、特定独立行政法人等の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的かつ平和的調整を図るよう団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、特定独立行政法人等の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

2 国家の経済と国民の福祉に対する特定独立行政法人等の重要性にかんがみ、この法律で定める手続に関与する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定独立行政法人 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。
- 二 国有林野事業 国有林野事業(国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業を含む。)及びこれに附帯する事業をいう。
- 三 特定独立行政法人等 特定独立行政法人及び国有林野事業を行う国の経営する企業をいう。
- 四 職員 特定独立行政法人等に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。

(労働組合法との関係等)

第三条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条、第十八条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十七条の十三第二項、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条の規定を除く。)の定めるところによる。この場合において、同法第六条中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」とあり、及び同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同条第四号中「労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)による労働争議の調整」とあるのは「特定独立行政法

人等の労働関係に関する法律による紛争の調整」と読み替えるものとする。

- 2 中央労働委員会（以下「委員会」という。）は、職員に関する労働関係について労働組合法第二十四条第一項に規定する事件の処理をする場合には、国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第六条第一項に規定する国家公務員担当公益委員（以下「国家公務員担当公益委員」という。）をもつて構成する合議体に事件の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 前項の合議体に関する事項その他同項の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 労働組合

（職員の団結権）

- 第四条 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。
 - 2 委員会は、職員が結成し、又は加入する労働組合（以下「組合」という。）について、職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。
 - 3 前項の規定による委員会の事務の処理には、委員会の公益を代表する委員のみが参与する。
 - 4 特定独立行政法人等は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。
 - 5 前条第二項及び第三項の規定は、第三項に規定する事務の処理について準用する。
- 第五条及び第六条 削除
- （組合のための職員の行為の制限）
- 第七条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、特定独立行政法人等の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の許可は、特定独立行政法人等が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合においては、特定独立行政法人等は、その許可の有効期間を定めるものとする。
 - 3 第一項ただし書の規定により組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（その職員が国家公務員の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事したことがある者であるときは、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。
 - 4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつぱら従事する者でなくなったときは、取り消されるものとする。
 - 5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されないものとする。

第三章 団体交渉等

(団体交渉の範囲)

第八条 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、特定独立行政法人等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

- 一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 二 昇職、降職、転職、免職、退職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
- 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

(交渉委員等)

第九条 特定独立行政法人等と組合との団体交渉は、専ら、特定独立行政法人等を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

第十条 特定独立行政法人等を代表する交渉委員は当該特定独立行政法人等が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

2 特定独立行政法人等及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

第十一条 前二条に定めるもののほか、交渉委員の数、交渉委員の任期その他団体交渉の手續に関し必要な事項は、団体交渉で定める。

(苦情処理)

第十二条 特定独立行政法人等及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、特定独立行政法人等を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2 苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。

第十三条から第十五条まで 削除

(資金の追加支出に対する国会の承認の要件)

第十六条 国有林野事業を行う国の経営する企業の前算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。また、国会によつて所定の行為がされるまでは、そのような協定に基づいていかなる資金といえども支出してはならない。

2 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、事由を附しこれを国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。国会による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

第四章 争議行為

(争議行為の禁止)

第十七条 職員及び組合は、特定独立行政法人等に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。

2 特定独立行政法人等は、作業所閉鎖をしてはならない。

(第十七条に違反した職員の身分)

第十八条 前条の規定に違反する行為をした職員は、解雇されるものとする。

(不当労働行為の申立て等)

第十九条 前条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てがあつた場合において、当該申立てが当該解雇がされた日から二月を経過した後にされたものであるときは、委員会は、同条第二項の規定にかかわらず、これを受けることができない。

2 前条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てを受けたときは、委員会は、当該申立ての日から二月以内に同法第二十七条の十二第一項の命令を発するようにしなければならない。

第五章 削除

第二十条から第二十四条まで 削除

第六章 あつせん、調停及び仲裁

(国家公務員担当委員)

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、国家公務員担当公益委員、国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員(次条第二項及び第二十九条第二項において「国家公務員担当使用者委員」という。)及び同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当労働者委員(次条第二項及び第二十九条第二項において「国家公務員担当労働者委員」という。)のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(あつせん)

第二十六条 委員会は、特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員若しくは国家公務員担当労働者委員若しくは第二十九条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会

長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適當でないと認める場合は、この限りでない。

4 あつせん員（委員会の委員又は労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方調整委員である者を除く。）は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

5 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三条及び第十四条の規定は、第一項のあつせん員について準用する。
（調停の開始）

第二十七条 委員会は、次の場合に調停を行う。

- 一 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。
- 二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に調停の申請をしたとき。
- 三 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。
- 四 委員会が職権に基き、調停を行う必要があると決議したとき。
- 五 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき。
（委員会による調停）

第二十八条 委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会によつて行う。

（調停委員会）

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、特定独立行政法人等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、特定独立行政法人等を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は国家公務員担当公益委員のうちから、特定独立行政法人等を代表する調停委員は国家公務員担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は国家公務員担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適當でないと認める場合は、この限りでない。

4 委員会の会長は、必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

5 前項の規定による調停委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第三十条 削除

(報告及び指示)

第三十一条 委員会は、調停委員会に、その行う事務に関し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

(調停に関する準用規定)

第三十二条 労働関係調整法第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、調停委員会及び調停について準用する。

(仲裁の開始)

第三十三条 委員会は、次の場合に仲裁を行う。

- 一 関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 三 委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。
- 四 委員会が、あつせん又は調停を行っている事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。
- 五 主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会)

第三十四条 委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によつて行う。

2 仲裁委員会は、国家公務員担当公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が国家公務員担当公益委員のうちから指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織する。

3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、同法第三十一条の四中「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」と、同法第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(委員会の裁定)

第三十五条 特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 政府は、特定独立行政法人がその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

3 政府は、国有林野事業を行う国の経営する企業とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定が実施されるように、できる限り努力

しなければならぬ。ただし、国有林野事業を行う国の経営する企業の子算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

第七章 雑則

(抗告訴訟の取扱い)

第三十六条 委員会は、この法律及び労働組合法の規定に基づいて委員会がした処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいい、労働組合法第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）であつて、国有林野事業を行う国の経営する企業、当該企業の職員（労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていないことを理由として、当該企業の職員として採用されなかつた者を含む。）若しくは当該企業の職員が結成し、若しくは加入する組合（以下この項において「国有林野企業等」と総称する。）に対してしたものは国有林野企業等に係る手続において国有林野企業等以外の者に対してしたものに係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟について、国を代表する。

2 前項の訴訟においては、委員会に対しては、国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第六条の規定は、適用しない。

(主務大臣)

第三十七条 第二十七条第五号及び第三十三条第五号に規定する主務大臣は、厚生労働大臣並びに特定独立行政法人を所管する大臣（当該調停又は仲裁に係る特定独立行政法人を所管する大臣に限る。）及び農林水産大臣（国有林野事業を行う国の経営する企業に関するものに限る。）とする。

(他の法律の適用除外)

第三十七条 次に掲げる法律の規定は、職員については、適用しない。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十六条、第六十七条、第七十二条（同法第七十一条の規定による失職、同法第七十三条又は第八十二条第一項若しくは第二項の規定による免職及び同法第七十七条の規定による定年による退職に係る部分を除く。）、第八十条第二項、第八十五条、第八十七条から第八十九条まで、第九十八条第二項、第一百条第三項及び第四項、第一百零二条第四項、第一百四十四条（同条第一項に規定する再就職等規制に関して行われるものを除く。）、第四百四十五条第二項、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百六十二条から第四百六十五条まで並びに附則第十六条の規定

二 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）附則第三条の規定

2 前項の規定は、職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、国家公務員法附則第十三条に定める同法の特例を定めたものである。

3 特定独立行政法人等及び職員に係る処分であつて第三条第一項の規定により読み替えられた労働組合法第七条各号に該当するものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

（労働組合）

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

一 役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に、い触する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの

二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

三 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの

四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

（労働者）

第三条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

第四条 削除

第二章 労働組合

(労働組合として設立されたものの取扱)

第五条 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律に規定する手続に参加する資格を有せず、且つ、この法律に規定する救済を与えられない。但し、第七条第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一 名称

二 主たる事務所の所在地

三 連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合」という。）の組合員は、その労働組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

四 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われないこと。

五 単位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。

六 総会は、少くとも毎年一回開催すること。

七 すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によつて委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表されること。

八 同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

九 単位労働組合にあつては、その規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。

(交渉権限)

第六条 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

(不当労働行為)

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。ただし、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

四 労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第二十七条の十二第一項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

(損害賠償)

第八条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

(基金の流用)

第九条 労働組合は、共済事業その他福利事業のために特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、総会の決議を経なければならぬ。

(解散)

第十条 労働組合は、左の事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議
(法人である労働組合)

第十一条 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2 この法律に規定するものの外、労働組合の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

3 労働組合に関して登記すべき事項は、登記した後でなければ第三者に対抗することができない。

(代表者)

第十二条 法人である労働組合には、一人又は数人の代表者を置かなければならない。

2 代表者が数人ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である労働組合の事務は、代表者の過半数で決する。

(法人である労働組合の代表)

第十二条の二 代表者は、法人である労働組合のすべての事務について、法人である労働組合を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(代表者の代表権の制限)

第十二条の三 法人である労働組合の管理については、代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(代表者の代理行為の委任)

第十二条の四 法人である労働組合の管理については、代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(利益相反行為)

第十二条の五 法人である労働組合が代表者の債務を保証することその他代表者以外の者との間において法人である労働組合と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十二条の六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条（第八条に規定する場合を除く。）の規定は、法人である労働組合について準用する。

(清算中の法人である労働組合の能力)

第十三条 解散した法人である労働組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第十三条の二 法人である労働組合が解散したときは、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において

代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第十三条の三 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第十三条の四 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、清算人を解任することができる。

(清算人及び解散の登記)

第十三条の五 清算人は、解散後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をしなければならぬ。

2 清算中に就職した清算人は、就職後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所の登記をしなければならない。

(清算人の職務及び権限)

第十三条の六 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第十三条の七 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第十三条の八 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である労働組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の法人である労働組合についての破産手続の開始)

第十三条の九 清算中に法人である労働組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人である労働組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人である労働組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとすときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第十三条の十 解散した法人である労働組合の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、総会の決議を経て、当該法人である労働組合の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(特別代理人の選任等に関する事件の管轄)

第十三条の十一 次に掲げる事件は、法人である労働組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 特別代理人の選任に関する事件

二 法人である労働組合の清算人に関する事件

(不服申立ての制限)

第十三条の十二 法人である労働組合の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第十三条の十三 裁判所は、第十三条の三の規定により法人である労働組合の清算人を選任した場合には、法人である労働組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第十三条の十四 法人である労働組合の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第三章 労働協約

(労働協約の効力の発生)

第十四条 労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずる。

(労働協約の期間)

第十五条 労働協約には、三年をこえる有効期間の定をすることができない。

2 三年をこえる有効期間の定をした労働協約は、三年の有効期間の定をした労働協約とみなす。

3 有効期間の定がない労働協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によつて相手方に予告して、解約することができる。一定の期間を定める労働協約であつて、その期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定があるものについて、その期間の経過後も、同様とする。

4 前項の予告は、解約しようとする日の少くとも九十日前にしなければならない。

(基準の効力)

第十六条 労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする。この場合において無効となつた部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定がない部分についても、同様とする。

(一般的拘束力)

第十七条 一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至つたときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする。

(地域的の一般的拘束力)

第十八条 一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至つたときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約(第二項の規定により修正があつたものを含む。)の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

2 労働委員会は、前項の決議をする場合において、当該労働協約に不適当な部分があると認めるときは、これを修正することができる。

3 第一項の決定は、公告によつてする。

第四章 労働委員会

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等

(労働委員会)

第十九条 労働委員会は、使用者を代表する者(以下「使用者委員」という。)、労働者を代表する者(以下「労働者委員」という。)及び公益を代表する者(以下「公益委員」という。)各同数をもつて組織する。

- 2 労働委員会は、中央労働委員会及び都道府県労働委員会とする。
- 3 労働委員会に関する事項は、この法律に定めるもののほか、政令で定める。

(中央労働委員会)

第十九条の二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働大臣の所轄の下に、中央労働委員会を置く。

- 2 中央労働委員会は、労働者が団結することを擁護し、及び労働関係の公正な調整を図ることを任務とする。
- 3 中央労働委員会は、前項の任務を達成するため、第五条、第十一条、第十八条及び第二十六条の規定による事務、不当労働行為事件の審査等(第七条、次節及び第三節の規定による事件の処理をいう。以下同じ。)に関する事務、労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関する事務並びに労働関係調整法第三十五条の二及び第三十五条の三の規定による事務その他法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき中央労働委員会に属させられた事務をつかさどる。

4 中央労働委員会の委員(次条から第十九条の五まで及び第十九条の七から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。)は、独立してその職権を行う。

(委員の任命等)

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十八人をもつて組織する。

- 2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち七人については、各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。)、最高裁判所、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、次条第二項第四号及び第十九条の十第一項において同じ。))又は国有林野事業(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。))を行う国の経営する企業の推薦)に基づいて、労働者委員は労働組合又は国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十三年法律第 号)第五条第七項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に規定する認証された労働組合の推薦(労働者委員のうち七人については、同条第七項に規定する認証された労働組合又は特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員(以下この章において「特定独立行政法人職員」という。))若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員(以下この章において「国有林野事業職員」という。))が結成し、若しくは加入する者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができな

は、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその公益委員を罷免しなければならない。

5 公益委員の任命については、そのうち八人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち三人以内は、常勤とすることができる。

(委員の欠格条項)

第十九条の四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員とすることができない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員とすることができない。

一 国会又は地方公共団体の議会の議員

二 国家公務員の労働関係に関する法律第十一条各号に定める者、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第四項に規定する職員(国家行政組織法第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員を除く。)又は国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

三 裁判所職員又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

四 特定独立行政法人の役員、特定独立行政法人職員又は特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

五 国有林野事業職員又は国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

(委員の任期等)

第十九条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続き在任するものとする。

(公益委員の服務)

第十九条の六 常勤の公益委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(委員の失職及び罷免)

第十九条の七 委員は、第十九条の四第一項に規定する者に該当するに至つた場合には、その職を失う。公益委員が同条第二項各号のいずれかに該当するに至つた場合も、同様とする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

3 前項の規定により、内閣総理大臣が中央労働委員会に対して、使用者委員又は労働者委員の罷免の同意を求めた場合には、当該委員は、その議事に参与することができない。

4 内閣総理大臣は、公益委員のうち七人が既に属している政党に新たに属するに至つた公益委員を直ちに罷免するものとする。

5 内閣総理大臣は、公益委員のうち八人以上が同一の政党に属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に属する者が七人になるように、両議院の同意を得て、公益委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員を罷免することはできないものとする。

(委員の給与等)

第十九条の八 委員は、別に法律の定めるところにより俸給、手当その他の給与を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。

(中央労働委員会の会長)

第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4 中央労働委員会は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により、会長に故障がある場合において会長を代理する委員を定めておかなければならない。

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生

した紛争、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項若しくは国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2 地方調整委員は、中央労働委員会の同意を得て、政令で定める区域ごとに厚生労働大臣が任命する。

3 第十九条の五第一項本文及び第二項、第十九条の七第二項並びに第十九条の八の規定は、地方調整委員について準用する。この場合において、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「中央労働委員会」と読み替えるものとする。

（中央労働委員会の事務局）

第十九条の十一 中央労働委員会にその事務を整理させるために事務局を置き、事務局に会長の同意を得て厚生労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局に、地方における事務を分掌させるため、地方事務所を置く。

3 地方事務所の位置、名称及び管轄区域は、政令で定める。

（都道府県労働委員会）

第十九条の十二 都道府県知事の所轄の下に、都道府県労働委員会を置く。

2 都道府県労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人、各十一人、各九人、各七人又は各五人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各二人を加えた数のものをもつて組織することができる。

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 公益委員の任命については、都道府県労働委員会における別表の上欄に掲げる公益委員の数（第二項ただし書の規定により公益委員の数を同項の政令で定める数に二人を加えた数とする都道府県労働委員会にあつては当該二人を加えた数）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数以上の公益委員が同一の政党に属することとなつてはならない。

5 公益委員は、自己の行為によつて前項の規定に抵触するに至つたときは、当然退職するものとする。

6 第十九条の二第四項、第十九条の三第六項、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、都道府県労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第六項ただし書中

「三人以内は」とあるのは「二人以内は、条例で定めるところにより」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「都道府県労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「都道府県労働委員会の委員」と、前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(労働委員会の権限)

第二十条 労働委員会は、第五条、第十一条及び第十八条の規定によるもののほか、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあつせん、調停及び仲裁をする権限を有する。

(会議)

第二十一条 労働委員会は、公益上必要があると認めるときは、その会議を公開することができる。

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(強制権限)

第二十二条 労働委員会は、その事務を行うために必要があると認めるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対して、出頭、報告の提出若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは労働委員会の職員(以下単に「職員」という。)に關係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 労働委員会は、前項の臨検又は検査をさせる場合においては、委員又は職員にその身分を証明する証票を携帯させ、関係人にこれを呈示させなければならない。

(秘密を守る義務)

第二十三条 労働委員会の委員若しくは委員であつた者又は職員若しくは職員であつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。中央労働委員会の地方調整委員又は地方調整委員であつた者も、同様とする。

(公益委員のみで行う権限)

第二十四条 第五条及び第十一条の規定による事件の処理並びに不当労働行為事件の審査等(次条において「審査等」という。)並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件の処理には、労働委員会の公益委員のみが参与する。ただし、使用者委員及び労働者委員は、第二十七条第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定により調査(公益委員の求めがあつた場合に限る。)及び審問を行う手続並びに第二十七条の十四第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定により和解を勧める手続に参与し、又

は第二十七条の七第四項及び第二十七条の十二第二項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による行為をすることができる。

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するもののほか、特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

（合議体等）

第二十四条の二 中央労働委員会は、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に中央労働委員会のした第五条第一項若しくは第十一条第一項又は第二十七条の十二第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分と反すると認められた場合

二 前項の合議体を構成する者の意見が分かれたため、その合議体としての意見が定まらない場合

三 前項の合議体が、公益委員の全員をもつて構成する合議体で審査等を行うことを相当と認めた場合

四 第二十七条の十第三項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による異議の申立てを審理する場合

3 都道府県労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、条例で定めるところにより、会長が指名する公益委員五人又は七人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、前項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県労働委員会について準用する。

4 労働委員会は、前三項の規定により審査等を行うときは、一人又は数人の公益委員に審査等の手続（第五条第一項、第十一条第一項、第二十七条の四第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項（当事者若しくは証人に陳述させ、又は提出された物件を留め置く部分を除き、第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）、第二十七条の十第二項並びに同条第四項及び第二十七条の十二第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分並びに第二十七条の二十の申立てを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を行わせることができる。

5 中央労働委員会は、公益を代表する地方調整委員に、中央労働委員会が行う審査等の手続のうち、第二十七条第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により調査及び審問を行う手続並びに第二十七条の十四第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、これらの手続（調査を行う手続にあつては公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限る。）に参加することができる。

（中央労働委員会の管轄等）

第二十五条 中央労働委員会は、特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 中央労働委員会は、第五条第一項、第十一条第一項及び第二十七条の十二第一項の規定による都道府県労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立てを却下することができる。この再審査は、都道府県労働委員会の処分の当事者のいずれか一方の申立てに基づいて、又は職権で、行うものとする。

（規則制定権）

第二十六条 中央労働委員会は、その行う手続及び都道府県労働委員会が行う手続に関する規則を定めることができる。

2 都道府県労働委員会は、前項の規則に違反しない限りにおいて、その会議の招集に関する事項その他の政令で定める事項に関する規則を定めることができる。

第二節 不当労働行為事件の審査の手続

（不当労働行為事件の審査の開始）

第二十七条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたとときは、当該申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この場合において、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする充分な機会が与えられなければならない。

2 労働委員会は、前項の申立てが、行為の日（継続する行為にあつてはその終了した日）から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

（公益委員の除斥）

第二十七条の二 公益委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査に係る職務の執行から除斥される。

一 公益委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者又は法人である当事者の代表者であり、又はあつたとき。

二 公益委員が事件の当事者の四親等以内の血族、三親等以内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三 公益委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 公益委員が事件について証人となつたとき。

五 公益委員が事件について当事者の代理人であり、又はあつたとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができる。

(公益委員の忌避)

第二十七条の三 公益委員について審査の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができる。

2 当事者は、事件について労働委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、公益委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の申立てについての決定)

第二十七条の四 除斥又は忌避の申立てについては、労働委員会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る公益委員は、前項の規定による決定に関与することができない。ただし、意見を述べることができる。

3 第一項の規定による決定は、書面によるものとし、かつ、理由を付さなければならない。

(審査の手続の中止)

第二十七条の五 労働委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで審査の手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為についてはこの限りでない。

(審査の計画)

第二十七条の六 労働委員会は、審問開始前に、当事者双方の意見を聴いて、審査の計画を定めなければならない。

2 前項の審査の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 調査を行う手続において整理された争点及び証拠(その後の審査の手続における取調べが必要な証拠として整理されたものを含む。)

二 審問を行う期間及び回数並びに尋問する証人の数

三 第二十七条の十二第一項の命令の交付の予定時期

3 労働委員会は、審査の現状その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方の意見を聴いて、審査の計画を変更することができる。

4 労働委員会及び当事者は、適正かつ迅速な審査の実現のため、審査の計画に基づいて審査が行われるよう努めなければならない。

(証拠調べ)

第二十七条の七 労働委員会は、当事者の申立てにより又は職権で、調査を行う手続においては第二号に掲げる方法により、審問を行う手続においては次の各号に掲げる方法により証拠調べをすることができる。

一 事実の認定に必要な限度において、当事者又は証人に出頭を命じて陳述させること。

二 事件に関係のある帳簿書類その他の物件であつて、当該物件によらなければ当該物件により認定すべき事実を認定することが困難となるおそれがあると認めるもの(以下「物件」という。)の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出された物件を留め置くこと。

- 2 労働委員会は、前項第二号の規定により物件の提出を命ずる処分（以下「物件提出命令」という。）をすることが決定するに当たっては、個人の秘密及び事業者の事業上の秘密の保護に配慮しなければならない。
 - 3 労働委員会は、物件提出命令をする場合において、物件に提出を命ずる必要がないと認める部分又は前項の規定により配慮した結果提出を命ずることが適当でないとして認める部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。
 - 4 調査又は審問を行う手続に参加する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が第一項第一号の規定により当事者若しくは証人に出頭を命ずる処分（以下「証人等出頭命令」という。）又は物件提出命令をしようとする場合には、意見を述べることができる。
 - 5 労働委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見を聴かなければならない。
 - 6 物件提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
 - 一 物件の表示
 - 二 物件の趣旨
 - 三 物件の所持者
 - 四 証明すべき事実
 - 7 労働委員会は、物件提出命令をしようとする場合には、物件の所持者を審尋しなければならない。
 - 8 労働委員会は、物件提出命令をする場合には、第六項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - 2 第二十七条の八 労働委員会が証人に陳述させるときは、その証人に宣誓をさせなければならない。
 - 2 労働委員会が当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。
 - 第二十七条の九 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十六条、第九十七条及び第二百一条第二項から第四項までの規定は、労働委員会が証人に陳述させる手続に、同法第二百十条の規定において準用する同法第二百一条第二項の規定は、労働委員会が当事者に陳述させる手続について準用する。
- （不服の申立て）
- 第二十七条の十 都道府県労働委員会の証人等出頭命令又は物件提出命令（以下この条において「証人等出頭命令等」という。）を受けた者は、証人等出頭命令等について不服があるときは、証人等出頭命令等を受けた日から一週間以内（天災その他この期間内に審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に、その理由を記載した書面により、中央労働委員会に審査を申し立てることができる。
 - 2 中央労働委員会は、前項の規定による審査の申立てを理由があると認めるときは、証人等出頭命令等の全部又は一部を取り消す。
 - 3 中央労働委員会の証人等出頭命令等を受けた者は、証人等出頭命令等について不服があるときは、証人等出頭命令等を受けた日から一週間

以内（天災その他この期間内に異議の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に、その理由を記載した書面により、中央労働委員会に異議を申し立てることができる。

4 中央労働委員会は、前項の規定による異議の申立てを理由があると認めるときは、証人等出頭命令等の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

5 審査の申立て又は異議の申立ての審理は、書面による。

6 中央労働委員会は、職権で審査申立人又は異議申立人を審尋することができる。

（審問廷の秩序維持）

第二十七条の十一 労働委員会は、審問を妨げる者に対し退廷を命じ、その他審問廷の秩序を維持するために必要な措置を執ることができる。

（救済命令等）

第二十七条の十二 労働委員会は、事件が命令を発するのに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令（以下「救済命令等」という。）を発しなければならない。

2 調査又は審問を行う手続に参加する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べることができる。

3 第一項の事実の認定及び救済命令等は、書面によるものとし、その写しを使用者及び申立人に交付しなければならない。

4 救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。

（救済命令等の確定）

第二十七条の十三 使用者が救済命令等について第二十七条の十九第一項の期間内に同項の取消しの訴えを提起しないときは、救済命令等は、確定する。

2 使用者が確定した救済命令等に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働組合及び労働者もすることができる。

（和解）

第二十七条の十四 労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

2 救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、当事者双方の申立てがあつた場合において、労働委員会が当該和解の内容が当事者間の労働関係の正常な秩序を維持させ、又は確立させるため適当と認めるときは、審査の手続は終了する。

3 前項に規定する場合において、和解（前項の規定により労働委員会が適当と認めたものに限る。次項において同じ。）に係る事件について既に発せられている救済命令等は、その効力を失う。

4 労働委員会は、和解に金銭の一定額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を内容とする合意が含まれる場合は、当事者双方の申立てにより、当該合意について和解調書を作成することができる。

5 前項の和解調書は、強制執行に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に掲げる債務名義とみなす。

6 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、労働委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。

7 前項の規定による執行文付与に関する異議についての裁判は、労働委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

8 第四項の和解調書並びに第六項後段の執行文及び文書の謄本の送達に必要事項は、政令で定める。
（再審査の申立て）

第二十七条の十五 使用者は、都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたときは、十五日以内（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。ただし、この申立ては、救済命令等の効力を停止せず、救済命令等は、中央労働委員会が第二十五条第二項の規定による再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときは、その効力を失う。

2 前項の規定は、労働組合又は労働者が中央労働委員会に対して行う再審査の申立てについて準用する。

（再審査と訴訟との関係）

第二十七条の十六 中央労働委員会は、第二十七条の十九第一項の訴えに基づく確定判決によつて都道府県労働委員会の救済命令等の全部又は一部が支持されたときは、当該救済命令等について、再審査することができない。

（再審査の手續への準用）

第二十七条の十七 第二十七条第一項、第二十七条の二から第二十七条の九まで、第二十七条の十第三項から第六項まで及び第二十七条の十一から第二十七条の十四までの規定は、中央労働委員会の再審査の手續について準用する。この場合において、第二十七条の二第一項第四号中「とき」とあるのは「とき又は事件について既に発せられている都道府県労働委員会の救済命令等に関与したとき」と読み替えるものとする。
（審査の期間）

第二十七条の十八 労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。

（取消しの訴え）

第二十七条の十九 使用者が都道府県労働委員会の救済命令等について中央労働委員会に再審査の申立てをしないとき、又は中央労働委員会が救済命令等を発したときは、使用者は、救済命令等の交付の日から三十日以内に、救済命令等の取消しの訴えを提起することができる。この

期間は、不変期間とする。

2 使用者は、第二十七条の十五第一項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の救済命令等に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第三項から第五項までの規定は、適用しない。

3 前項の規定は、労働組合又は労働者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて準用する。
（緊急命令）

第二十七条の二十 前条第一項の規定により使用者が裁判所に訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発した労働委員会の申立てにより、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまで救済命令等の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

（証拠の申出の制限）

第二十七条の二十一 労働委員会が物件提出命令をしたにもかかわらず物件を提出しなかつた者（審査の手續において当事者でなかつた者を除く。）は、裁判所に対し、当該物件提出命令に係る物件により認定すべき事実を証明するためには、当該物件に係る証拠の申出をすることができない。ただし、物件を提出しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

第四節 雑則

（中央労働委員会の勧告等）

第二十七条の二十二 中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、この法律の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に關して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。

（抗告訴訟の取扱い等）

第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、その処分（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいい、第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。次項において同じ。）に係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

2 都道府県労働委員会は、公益委員、事務局長又は事務局の職員でその指定するものに都道府県労働委員会の処分に係る行政事件訴訟法第十条第一項の規定による都道府県を被告とする訴訟又は都道府県労働委員会を当事者とする訴訟を行わせることができる。

（費用弁償）

第二十七条の二十四 第二十二條第一項の規定により出頭を求められた者又は第二十七条の七第一項第一号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の証人は、政令の定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

（行政手続法の適用除外）

第二十七条の二十五 労働委員会がする処分（第二十四条の二第四項及び国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第二項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により公益委員がする処分並びに第二十四条の二第五項及び国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（不服申立ての制限）

第二十七条の二十六 労働委員会がした処分（第二十四条の二第四項及び国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第二項の規定により公益委員がした処分並びに第二十四条の二第五項及び国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

第五章 罰則

第二十八条 救済命令等の全部又は一部が確定判決によつて支持された場合において、その違反があつたときは、その行為をした者は、一年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八条の二 第二十七条の八第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

第二十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第二十二條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同條の規定に違反して出頭をせず、若しくは同條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がないのに、第二十七条の七第一項第一号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して出頭せず、又は陳述をしない者

二 正当な理由がないのに、第二十七条の七第一項第二号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して物件を提出しない者

三 正当な理由がないのに、第二十七条の八（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して宣誓をしない者

第三十二条の三 第二十七条の八第二項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、三十万円以下の過料に処する。

第三十二条の四 第二十七条の十一（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して審問を妨げた者は、十万円以下の過料に処する。

第三十三条 法人である労働組合の清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十三条の五に規定する登記を怠ったとき。
 - 二 第十三条の七第一項又は第十三条の九第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
 - 三 第十三条の九第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
 - 四 官庁又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。
- 2 前項の規定は、法人である労働組合の代表者が第十一条第二項の規定に基いて発する政令で定められた登記事項の変更の登記をすることを怠った場合において、その代表者につき準用する。

○ 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

第一章 総則

第一条 この法律は、労働組合法と相俟つて、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄与することを目的とする。

第二条 労働関係の当事者は、互に労働関係を適正化するやうに、労働協約中に、常に労働関係の調整を図るための正規の機関の設置及びその運営に関する事項を定めるやうに、且つ労働争議が発生したときは、誠意をもつて自主的にこれを解決するやうに、特に努力しなければならない。

第三条 政府は、労働関係に関する主張が一致しない場合に、労働関係の当事者が、これを自主的に調整することに対し助力を与へ、これによつて争議行為をできるだけ防止することに努めなければならない。

第四条 この法律は、労働関係の当事者が、直接の協議又は団体交渉によつて、労働条件その他労働関係に関する事項を定め、又は労働関係に関する主張の不一致を調整することを妨げるものでないとともに、又、労働関係の当事者が、かかる努力をする責務を免除するものではない。

第五条 この法律によつて労働関係の調整をなす場合には、当事者及び労働委員会その他の関係機関は、できるだけ適宜の方法を講じて、事件の迅速な処理を図らなければならない。

第六条 この法律において労働争議とは、労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為が発生してゐる状態又は発生する虞がある状態をいふ。

第七条 この法律において争議行為とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに対抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

第八条 この法律において公益事業とは、次に掲げる事業であつて、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいう。

一 運輸事業

二 郵便、信書便又は電気通信の事業

三 水道、電気又はガスの供給の事業

四 医療又は公衆衛生の事業

② 内閣総理大臣は、前項の事業の外、国会の承認を経て、業務の停廃が国民経済を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

③ 内閣総理大臣は、前項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を、官報に告示するの外、新聞、ラヂオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第八条の二 中央労働委員会及び都道府県労働委員会に、その行う労働争議の調停又は仲裁に参与させるため、中央労働委員会にあつては厚生労働大臣が、都道府県労働委員会にあつては都道府県知事がそれぞれ特別調整委員を置くことができる。

② 中央労働委員会に置かれる特別調整委員は、厚生労働大臣が、都道府県労働委員会に置かれる特別調整委員は、都道府県知事が任命する。

③ 特別調整委員は、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者とする。

④ 特別調整委員のうち、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者は労働組合の推薦に基づいて、公益を代表する者は当該労働委員会の使用者を代表する委員（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員（次条において「国家公務員担当使用者委員」という。）を除く。）及び労働者を代表する委員（同項に規定する国家公務員担当労働者委員（次条において「国家公務員担当労働者委員」という。）を除く。）の同意を得て、任命されるものとする。

⑤ 特別調整委員は、政令で定めるところにより、その職務を行ふために要する費用の弁償を受けることができる。

⑥ 特別調整委員に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令でこれを定める。

第八条の三 中央労働委員会が第十条の幹旋員候補者の委嘱及びその名簿の作成、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち国家公務員担当使用者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。）、労働者を代表する委員のうち国家公務員担当労働

働者委員以外の委員（同項において「一般企業担当労働者委員」という。）並びに公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する十一人の委員及び会長（同項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条 争議行為が発生したときは、その当事者は、直ちにその旨を労働委員会又は都道府県知事に届け出なければならない。

第二章 斡旋

第十条 労働委員会は、斡旋員候補者を委嘱し、その名簿を作製して置かなければならない。

第十一条 斡旋員候補者は、学識経験を有する者で、この章の規定に基づいて労働争議の解決につき援助を与へることができる者でなければならないが、その労働委員会の管轄区域内に住んでゐる者でなくとも差し支へない。

第十二条 労働争議が発生したときは、労働委員会の会長は、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基づいて、斡旋員名簿に記載されてゐる者の中から、斡旋員を指名しなければならない。但し、労働委員会の同意を得れば、斡旋員名簿に記載されてゐない者を臨時の斡旋員に委嘱することもできる。

② 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基づいて、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないことを認める場合は、この限りでない。

第十三条 斡旋員は、関係当事者間を斡旋し、双方の主張の要点を確め、事件が解決されるやうに努めなければならない。

第十四条 斡旋員は、自分の手では事件が解決される見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要点を労働委員会に報告しなければならない。

第十五条 斡旋員候補者に関する事項は、この章に定めるものの外命令でこれを定める。

第十六条 この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の斡旋方法によつて、事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第三章 調停

第十七条 労働組合法第二十条の規定による労働委員会による労働争議の調停は、この章の定めるところによる。

第十八条 労働委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、調停を行う。

- 一 関係当事者の双方から、労働委員会に対して、調停の申請がなされたとき。
- 二 関係当事者の双方又は一方から、労働協約の定めに基づいて、労働委員会に対して調停の申請がなされたとき。

- 三 公益事業に関する事件につき、関係当事者の一方から、労働委員会に対して、調停の申請がなされたとき。
 - 四 公益事業に関する事件につき、労働委員会が職権に基づいて、調停を行う必要があると決議したとき。
 - 五 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。
- 第十九条 労働委員会による労働争議の調停は、使用者を代表する調停委員、労働者を代表する調停委員及び公益を代表する調停委員から成る調停委員会を設け、これによって行ふ。
- 第二十条 調停委員会の、使用者を代表する調停委員と労働者を代表する調停委員とは、同数でなければならない。
- 第二十一条 使用者を代表する調停委員は労働委員会の使用者を代表する委員（中央労働委員会にあつては、一般企業担当使用者委員）又は特別調整委員のうちから、労働者を代表する調停委員は労働委員会の労働者を代表する委員（中央労働委員会にあつては、一般企業担当労働者委員）又は特別調整委員の中から、公益を代表する調停委員は労働委員会の公益を代表する委員（中央労働委員会にあつては、一般企業担当公益委員）又は特別調整委員の中から労働委員会の会長がこれを指名する。
- ② 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないとする場合は、この限りでない。
- 第二十二条 調停委員会に、委員長を置く。委員長は、調停委員会で、公益を代表する調停委員の中から、これを選挙する。
- 第二十三条 調停委員会は、委員長がこれを招集し、その議事は、出席者の過半数でこれを決する。
- ② 調停委員会は、使用者を代表する調停委員及び労働者を代表する調停委員が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 第二十四条 調停委員会は、期日を定めて、関係当事者の出席を求め、その意見を徴さなければならない。
- 第二十五条 調停をなす場合には、調停委員会は、関係当事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。
- 第二十六条 調停委員会は、調停案を作成して、これを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができる。この場合必要があるときは、新聞又はラヂオによる協力を請求することができる。
- ② 前項の調停案が関係当事者の双方により受諾された後、その調停案の解釈又は履行について意見の不一致が生じたときは、関係当事者は、その調停案を提示した調停委員会にその解釈又は履行に関する見解を明らかにすることを申請しなければならない。
- ③ 前項の調停委員会は、前項の申請のあつた日から十五日以内に、関係当事者に対して、申請のあつた事項について解釈又は履行に関する見解を示さなければならない。
- ④ 前項の解釈又は履行に関する見解が示されるまでは、関係当事者は、当該調停案の解釈又は履行に関して争議行為をなすことができない。

但し、前項の期間が経過したときは、この限りでない。

第二十七条 公益事業に関する事件の調停については、特に迅速に処理するために、必要な優先的取扱がなされなければならない。

第二十八条 この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の調停方法によつて事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第四章 仲裁

第二十九条 労働組合法第二十条の規定による労働委員会による労働争議の仲裁は、この章の定めるところによる。

第三十条 労働委員会は、左の各号の一に該当する場合に、仲裁を行ふ。

一 関係当事者の双方から、労働委員会に対して、仲裁の申請がなされたとき。

二 労働協約に、労働委員会による仲裁の申請をなさなければならない旨の定がある場合に、その定に基いて、関係当事者の双方又は一方から、労働委員会に対して、仲裁の申請がなされたとき。

第三十一条 労働委員会による労働争議の仲裁は、仲裁委員三人から成る仲裁委員会を設け、これによつて行ふ。

第三十一条の二 仲裁委員は、労働委員会の公益を代表する委員又は特別調整委員のうちから、関係当事者が合意により選定した者につき、労働委員会の会長が指名する。ただし、関係当事者の合意による選定がされなかつたときは、労働委員会の会長が、関係当事者の意見を聴いて、労働委員会の公益を代表する委員（中央労働委員会にあつては、一般企業担当公益委員）又は特別調整委員の中から指名する。

第三十一条の三 仲裁委員会に、委員長を置く。委員長は、仲裁委員が互選する。

第三十一条の四 仲裁委員会は、委員長が招集する。

② 仲裁委員会は、仲裁委員二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

③ 仲裁委員会の議事は、仲裁委員の過半数でこれを決する。

第三十一条の五 関係当事者のそれぞれが指名した労働委員会の使用者を代表する委員又は特別調整委員及び労働者を代表する委員又は特別調整委員は、仲裁委員会の同意を得て、その会議に出席し、意見を述べることができる。

第三十二条 仲裁をなす場合には、仲裁委員会は、関係当事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。

第三十三条 仲裁裁定は、書面に作成してこれを行ふ。その書面には効力発生の期日も記さなければならない。

第三十四条 仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を有する。

第三十五条 この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の仲裁方法によつて事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第四章の二 緊急調整

第三十五条の二 内閣総理大臣は、事件が公益事業に関するものであるため、又はその規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実存するときに限り、緊急調整の決定をすることができる。

② 内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会の意見を聴かなければならない。

③ 内閣総理大臣は、緊急調整の決定をしたときは、直ちに、理由を附してその旨を公表するとともに、中央労働委員会及び関係当事者に通知しなければならない。

第三十五条の三 中央労働委員会は、前条第三項の通知を受けたときは、その事件を解決するため、最大限の努力を尽さなければならない。

② 中央労働委員会は、前項の任務を遂行するため、その事件について、左の各号に掲げる措置を講ずることができる。

一 斡旋を行ふこと。

二 調停を行ふこと。

三 仲裁を行ふこと（第三十条各号に該当する場合に限る。）。

四 事件の実情を調査し、及び公表すること。

五 解決のため必要と認める措置をとるべきことを勧告すること。

③ 前項第二号の調停は、第十八条各号に該当しない場合であっても、これを行ふことができる。

第三十五条の四 中央労働委員会は、緊急調整の決定に係る事件については、他のすべての事件に優先してこれを処理しなければならない。

第三十五条の五 第三十五条の二の規定により内閣総理大臣がした決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

第五章 争議行為の制限禁止等

第三十六条 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又はこれを妨げる行為は、争議行為としてでもこれをなすこととはできない。

第三十七条 公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少なくとも十日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

② 緊急調整の決定があつた公益事業に関する事件については、前項の規定による通知は、第三十八条に規定する期間を経過した後でなければこれをすることができない。

第三十八条 緊急調整の決定をなした旨の公表があつたときは、関係当事者は、公表の日から五十日間、争議行為をなすことができない。

第三十九条 第三十七条の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又は

その他の者若しくはその団体は、これを十万円以下の罰金に処する。

② 前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役、執行役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない団体であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。

③ 一個の争議行為に關し科する罰金の総額は、十万円を超えることはできない。

④ 法人、法人でない使用者又は労働者の組合、争議団等の団体であつて解散したものに、第一項の規定を適用するについては、その団体は、なほ存続するものとみなす。

第四十条 第三十八条の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体は、これを二十万円以下の罰金に処する。

② 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において同条第三項中「十万円」とあるのは、「二十万円」と読み替へるものとする。

第四十一条 削除

第四十二条 第三十九条の罪は、労働委員会の請求を待つてこれを論ずる。

第四十三条 調停又は仲裁をなす場合において、その公正な進行を妨げる者に対しては、調停委員会の委員長又は仲裁委員会の委員長は、これに退場を命ずることができる。

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

第六条 委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

（事務次官及び庁の次長等）

第十八条 各省には、事務次官一人を置く。

2 事務次官は、その省の長である大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

3・4 （略）

（内部部局の職）

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2・5 （略）

○ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法

律第 号)による改正後のもの(抄)

(定義)

- 2 第二条 この法律において「職員団体等」とは、国家公務員労働組合、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。
- 2 この法律において「国家公務員労働組合」とは、国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二号(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)に規定する労働組合をいう。
- 3 (略)
- 4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体の連合団体(国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体であるものを除く。)
 - 二 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体及び国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)による国会職員の組合又は労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員(以下「非現業の一般職の国家公務員」という。)の数、裁判所職員(裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。)の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員(以下「非現業の一般職の地方公務員」という。)の数の合計数が過半数を占めているもの
 - 5 この法律において「法人である登録職員団体等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体(以下「法人である登録職員団体等」と総称する。)及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた職員団体等(以下「法人である認証職員団体等」という。)をいう。

(法人格の取得)
- 第三条 次の各号に掲げる国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関に申し出ることにより法人となることができる。
 - 一 国家公務員の労働関係に関する法律第五条(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定により認証された労働組合中央労働委員会
 - 二 地方公務員法第五十三条の規定により登録された職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会
 - 2 職員団体等(前項各号に掲げる国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体を除く。次条から第十条までにおいて同じ。)で、規約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

(認証の申請)

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令(第九条第一項第一号又は第四号の職員団体等に係る事項については中央労働

委員会規則とする。以下同じ。）で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

(認証)

第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。

一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

イ 名称

ロ 目的及び業務

ハ 主たる事務所の所在地

ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項

ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項

ヘ 理事その他の役員に関する事項

ト 業務執行、会議及び投票に関する事項

チ 経費及び会計に関する事項

リ 規約の変更にに関する事項

ヌ 解散に関する事項

二 規約の変更、役員選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續が定められていることをもつて足りる。

三 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回構成員に公表されることとされていること。

(認証の取消し)

第八条 認証機関は、次の各号の一に該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。

二〇六 (略)

2・3 (略)

(認証機関)

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 国家公務員労働組合 中央労働委員会

二 一の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

三 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務員職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

四 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体及び全国的な組織を有する混合連合団体でこれを直接又は間接に構成する団体に国家公務員労働組合を含むもの 中央労働委員会

五 前号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

2 中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条第一項本文に規定する合議体にて、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないとき認められる場合は、同条第一項ただし書に規定する合議体にて、当該事務の処理を行わせる。

3 中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第五条、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。

(報告、協力等)

第十条 認証機関は、職員団体等に対し、当該職員団体等に係るこの法律の規定に基づく事務に関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 認証機関は、この法律の規定に基づく事務に関し必要があるときは、国又は地方公共団体の関係機関に対し、事実の証明、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(法人である職員団体等の解散事由)

第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一・二 (略)

三 第三条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合にあつては、国家公務員の労働関係に関する法律第五条第七項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定による認証の取消し

四 第三条第一項の規定による申出により法人となつた地方公務員職員団体にあつては、地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の

取消し

五 法人である認証職員団体等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し

六 総会の決議

七 構成員が欠けたこと。

(清算終了の届出)

第三十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を登録認証機関（法人である登録職員団体等にあつては第三条第一項各号に定める機関、法人である認証職員団体等にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。）に届け出なければならない。

(法人である登録職員団体等の設立の登記)

第四十五条 法人である登録職員団体等は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(登記の効力)

第四十六条 法人である登録職員団体等の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 (略)

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である職員団体等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 三 (略)

四 法人である登録職員団体等にあつては、第三条第一項の規定による申出の年月日

五 九 (略)

2 (略)

(設立の登記の申請)

第五十四条 法人である職員団体等の設立の登記は、法人である登録職員団体等にあつては理事、法人である認証職員団体等にあつては法人代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である職員団体等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 (略)

二 法人である登録職員団体等にあつては、理事の資格を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 (略)

第五十九条 法人である認証職員団体等が国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証されたとき、又は地方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、その法人である認証職員団体等は、その認証又は登録の日において、法人である登録職員団体等となる。

2 前項の規定に基づく法人である登録職員団体等に関する第四十七条第一項第四号及び第五十四条第二項第二号の規定の適用については、これらの規定中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による認証又は地方公務員法第五十三条の規定による登録」とする。

3 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体等の設立の登記においては、当該法人である登録職員団体等となつた法人である認証職員団体等の名称及び主たる事務所並びに法人である認証職員団体等が同項の規定により法人である登録職員団体等となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体等の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた法人である認証職員団体等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

（給与の減額）

第十五条 職員が勤務しないときは、勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第十九条 第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

○ 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）による改正後のもの）（抄）

第一章 総則（第一条―第四条）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、外務公務員の職務と責任の特殊性に基づき、外務公務員の標準的な官職、任免、給与、人事評価、能率、保障、服務等に
関し国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の特例その他必要な事項を定め、あわせて名誉総領事及び名誉領事並びに外務省に勤務す
る外国人の任用について規定することを目的とする。

（外務公務員の定義）

第二条 この法律において「外務公務員」とは、左に掲げる者をいう。

- 一 特命全権大使（以下「大使」という。）
 - 二 特命全権公使（以下「公使」という。）
 - 三 特派大使
 - 四 政府代表
 - 五 全権委員
 - 六 政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員
 - 七 外務職員
- 2 この法律において「特派大使」とは、日本国政府を代表して、外国における重要な儀式への参列その他臨時の重要な任務を処理するため、
外国に派遣される者をいう。
- 3 この法律において「政府代表」とは、日本国政府を代表して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際会議若しくは国際機関に参
加し、若しくはこれにおいて行動する権限を付与された者をいう。
- 4 この法律において「全権委員」とは、日本国政府を代表して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際会議に参加し、且つ、条約
に署名調印する権限を付与された者をいう。
- 5 この法律において「外務職員」とは、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員のうち外交領事事務（これと直接関連する業務を含む。）
及びその一般的補助業務に従事する者で外務省令で定めるもの並びに在外公館に勤務するすべての一般職の国家公務員をいう。
（外務職員に対する国家公務員法等の適用）
- 第三条 国家公務員法並びにこれに基づく法令の規定は、この法律にその特例を定める場合を除く外、外務職員に関して適用があるものとする。
（特別職の外務公務員に対する国家公務員法の準用等）
- 第四条 国家公務員法第九十八条第一項、第百条第一項、第百一条並びに第百二条第一項及び第二項の規定は、外務職員以外の外務公務員に準

用する。この場合において、同法第九十八条第一項、第百条第一項、第百一条及び第百二条第一項中「職員」とあるのは「外務職員以外の外務公務員」と、同法第百二条第二項中「所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）」とあるのは「外務大臣」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるものを除く外、外務職員以外の外務公務員の任免その他の身分上の事項及び服務に関する事項については、この法律の定めるところによる。

第二章 標準的な官職（第五条・第六条）

（外務職員の標準職務遂行能力及び標準的な官職）

第五条 国家公務員法第八条第一項第五号に規定する標準職務遂行能力は、外務職員については、外務大臣が定めるものとする。

2 国家公務員法第八条第二項に規定する標準的な官職は、外務職員については、外務省令で定める。

（外務職員の公の名称）

第六条 外務職員（外務事務次官を除く。）は、組織上の名称の外、公の便宜のために国際慣行に従い用いる公の名称として、参事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補、総領事、領事、副領事及び領事官補並びに一等理事官、二等理事官、三等理事官、副理事官及び外務書記という名称を用いることができる。

2 外務大臣は、公の便宜のために国際慣行に従い特に必要と認める場合には、外務職員に対し、前項に掲げる公の名称以外の公の名称を用いさせることができる。

3 前二項に定めるものを除く外、公の名称に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第三章 任免（第七条―第十二条）

（外務公務員の欠格事由）

第七条 国家公務員法第十一条の規定に該当する場合のほか、国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者は、外務公務員となることができない。

2 外務公務員は、前項の規定により外務公務員となることができなくなつたときは、当然失職する。

（特別職の外務公務員の任免等）

第八条 大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

2 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、内閣の重要政策を実現するために内閣全体の視点から適切な人材を登用する必要があると判断するとき、外務大臣に対し、大使及び公使に在外公館の長を命ずること並びに在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長を免ずることについて、内閣総理大臣及び内閣官房長官と外務大臣との協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、外務大臣は、当該協

議に基づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長を免ずるものとする。

3 外務大臣は、大使及び公使に在外公館の長を命ずる場合又は在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長を免ずる場合（前項の協議に基づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長を免ずる場合を除く。）には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

4 第二条第一項第三号から第六号までに掲げる外務公務員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

5 前項の外務公務員については、国会議員のうちから、任命することができる。

6 前二項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

（信任状等の認証）

第九条 大使及び公使の信任状及び解任状、外国における重要な儀式への参列に際し特派大使に携行させる信任状、全権委任状並びに領事官の委任状は、天皇がこれを認証する。

（選考による外務職員の任命）

第十条 外務大臣は、もっぱら財務、商務、農務、労働等に関する外交領事事務又は特別の技術を必要とする外交領事事務に従事させるためその他特に必要がある場合には、外務省令で定めるところにより、選考によつて外務職員を任命することができる。

第十一条 削除

（大使及び公使の待命）

第十二条 在外公館の長たる大使及び公使その他在外公館に勤務する大使及び公使は、その在外公館に勤務することを免ぜられたときは、新たに在外公館に勤務することを命ぜられるまでの間、待命となる。

2 待命の大使又は公使は、その待命の期間が一年を経過するときは、その職を免ぜられる。

3 待命の大使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に、第二条第一項第三号から第六号までに掲げる者の任務又はこれらに準ずる任務（以下「特派大使等の任務」という。）その他外務省本省の事務に従事させることができる。

4 待命の大使又は公使は、前項の規定により特派大使等の任務に従事している間にその待命の期間が一年を経過するに至つた場合には、第二項の規定にかかわらず、その任務を終了するまでの間は、その職を免ぜられない。

5 待命の大使又は公使には、第三項の規定により臨時に特派大使等の任務その他外務省本省の事務に従事する場合を除くほか、待命の期間中、俸給及び地域手当のそれぞれ百分の八十を支給するものとする。

6 第二項から前項までに規定する場合を除くほか、待命の大使又は公使は、この法律の適用については、待命でない大使又は公使と異なることとはしない。

第四章 給与（第十三条）

（在外公館に勤務する外務公務員の給与）

第十三条 在外公館に勤務する外務公務員の給与は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）に基いて支給するものとする。

第五章 人事評価及び能率（第十四条―第十六条）

（人事評価）

第十四条 外務職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（研修）

第十五条 外務大臣は、外務省令で定めるところにより、外務職員に、政令で定める文教研修施設又は外国を含むその他の場所で研修を受ける機会を与えなければならない。

（査察）

第十六条 外務大臣は、在外公館の事務が適正に行われているかどうかを査察させるため、外務公務員のうち適当と認める者を査察使として派遣することができる。

2 査察使は、査察の結果を遅滞なく外務大臣に文書で報告しなければならない。

3 外務大臣は、前項の報告を受けたときは、その報告に基き必要と認める措置を執らなければならない。

4 前三項に定めるものを除く外、査察に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 保障（第十七条―第二十二条）

（勤務条件に関する行政措置の要求）

第十七条 外務職員は、勤務条件に関し、外務大臣により適当な行政上の措置が行われることを要求しようとするときは、国家公務員法第八十条の規定にかかわらず、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）に対して要求しなければならない。

2 国家公務員法第八十条及び第八十九条の規定は、前項の要求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、同法第八十条中「前条」とあるのは「外務公務員法第十七条第一項」と、「人事公正委員会」とあるのは「同項に規定する審議会」と、「職員」とあるのは「外務職員」と、同法第八十九条中「人事公正委員会」とあるのは「外務公務員法第十七条第一項に規定する審議会」と、「内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

3 前二項に定めるものを除く外、勤務条件に関する行政措置の要求に関する審査の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 外務職員は、前条の規定による審議会の判定に対し不服があるときは、人事公正委員会に対し、再審査を要求することができる。

2 国家公務員法第八十八条及び第八十九条の規定は、前項の要求に係る事案の審査及び判定並びにその結果執るべき措置に準用する。この場合において、同法第八十八条中「前条」とあるのは「外務公務員法第十八条第一項」と、「職員」とあるのは「外務職員」と、同法第八十九条中「内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長に対し、」とあるのは「外務大臣に対し、」と読み替えるものとする。

(懲戒処分についての不服申立て)

第十九条 外務職員が外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益をき損したという理由で懲戒処分を受けた場合におけるその処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、国家公務員法第九十一条第一項の規定にかかわらず、外務大臣に対してしななければならない。

2 前項の処分については、国家公務員法第九十条第三項中「人事公正委員会」とあるのは、「外務大臣」と読み替えるものとする。

3 国家公務員法第九十一条第三項及び第九十二条の規定は、第一項に規定する不服申立てについて準用する。

第二十条 外務大臣は、前条第一項の処分についての不服申立てを受理したときは、これを却下する場合を除き、直ちにその事案を審議会の調査に付さなければならない。

2 審議会は、前項の規定に基いて事案を調査する場合において、処分を受けた外務職員の請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。

3 口頭審理は、非公開とする。

4 処分を受けた外務職員は、すべての口頭審理に出席し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

5 前条第一項の処分についての不服申立てに対する決定又は裁決は、審議会の調査の結果に基づいてしななければならない。

6 外務大臣は、前条第一項の処分の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、その処分によつて当該外務職員が失つた給与の弁済をしななければならない。

第二十一条 前二条に定めるものを除く外、懲戒処分についての不服申立ての手續に關し必要な事項は、政令で定める。

(不服申立てと訴訟との關係)

第二十二条 第十九条第一項の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する外務大臣の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第七章 服務（第二十三条）

(休暇帰国)

第二十三条 外務大臣は、在外公館に勤務する外務公務員のうち一又は二以上の在外公館に引き続き勤務する期間（不健康地その他これに類する地域で外務大臣が指定するものにある在外公館にあつては、勤務する期間一月につき一月を加算した期間）が三年をこえる者に対し、三年につき一回、二月以内の期間（勤務地と本邦との間を往復するに要する期間を除く。）の休暇のための帰国（以下「休暇帰国」という。）を許すことができる。

2 特別の事情がある場合には、休暇帰国の期間は、前項に定める期間に二月以内の期間を加えたものとしてすることができる。

3 第一項の休暇は、有給休暇とする。

4 前三項に定めるものを除く外、休暇帰国に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第八章 名誉総領事及び名誉領事並びに外国人の任用（第二十四条・第二十五条）

（名誉総領事及び名誉領事の任命）

第二十四条 外務大臣は、審議会の意見を聞いて、名誉総領事又は名誉領事を任命することができる。

（外国人の採用）

第二十五条 外務大臣は、審議会の意見を聞いて、外務省本省に勤務する外国人を採用することができる。

2 在外公館の長は、外務大臣の許可を得て、当該在外公館に勤務する外国人を採用することができる。

第九章 雑則（第二十六条―第二十八条）

（政令及び外務省令）

第二十六条 外務大臣は、第十七条第三項及び第二十一条の規定に基づく政令案の立案並びに第五条第二項、第十条、第十四条、第十五条、第十六条第四項及び第二十三条第四項の規定による外務省令の制定又は改廃を行うときは、あらかじめ審議会の議に付し、その意見に基づいてこれをしなければならぬ。

（罰則）

第二十七条 第四条において準用する国家公務員法第百二条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に違反する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はそのほう助をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（国外犯罪）

第二十八条 国家公務員法中外務職員に関して適用される罰則の規定及び前条の規定は、国外において当該各条に掲げるいずれかの罪を犯した者にも適用する。

○ 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄）

第三条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第十四条 法務大臣は、第四条及び第六条に規定する検察官の事務に関し、検察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる。

第十五条 検事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

② 検事は、一級又は二級とし、副検事は、二級とする。

第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二 裁判官の職に在った者

三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在った者

② 副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）の選考を経たものの中からこれを任命することができる。

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条第一項の試験に合格した者

二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在った者

③ 三年以上副検事の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。

第十九条 一級の検察官の任命及び叙級は、次の各号に掲げる資格のいずれかを有する者についてこれを行う。

一 八年以上二級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士職に在った者

二 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在った者

三 前条第一項第一号又は第三号の資格を得た後八年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は二級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しくは裁判所職員総合研修所教官の職に在った者

四 前条第一項第一号又は第三号の資格を有し一年以上一級官吏の職に在った者

② 前項第一号及び第三号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

③ 前条第三項の規定により検事に任命された者は、第一項第三号及び第四号の規定の適用については、これを同条第一項第一号の資格を有す

る者とみなす。

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第二十一条 検察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める。

第二十二条 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

第二十三条 検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務大臣の勧告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、その官を免ずることができる。

② 検察官は、左の場合に、その適格に関し、検察官適格審査会の審査に付される。

一 すべての検察官について三年ごとに定時審査を行う場合

二 法務大臣の請求により各検察官について随時審査を行う場合

三 職権で各検察官について随時審査を行う場合

③ 検察官適格審査会は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知しなければならない。法務大臣は、検察官適格審査会から検察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事については、これを罷免しなければならない。

④ 検察官適格審査会は、法務省に置かれるものとし、国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された十一人の委員をもつてこれを組織する。ただし、委員となる国会議員は、衆議院議員四人及び参議院議員二人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

⑤ 検察官適格審査会に、委員一名につきそれぞれ一名の予備委員を置く。

⑥ 各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格のある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

⑦ 委員に事故のあるとき、又は委員が欠けたときは、その予備委員が、その職務を行う。

⑧ 前七項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

第二十四条 検事長、検事又は副検事が検察庁の廃止その他の事由に因り剰員となつたときは、法務大臣は、その検事長、検事又は副検事に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。

第二十五条 検察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

第三十二条の二 この法律第十五条、第十八条乃至第二十条及び第二十二條乃至第二十五条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）附則第十三条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。

○ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第四十七条 （略）

② 常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件（懲罰事犯の件を含む。）については、閉会中もなお、これを審査することができる。

③・④ （略）

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

○ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）

（債務名義）

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行ふ。

一〇四 (略)

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの(以下「執行証書」という。)

六〇七 (略)

第二十七条 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合においては、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

2 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文は、その者に対し、又はその者のために強制執行をすることができる。執行文は、債務名義に基づき公証人に明白であるとき、又は債権者がそのことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

3 執行文は、債務名義について次に掲げる事由のいずれかがあり、かつ、当該債務名義に基づく不動産の引渡し又は明渡しの強制執行をする前に当該不動産を占有する者を特定することを困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれらを証する文書を提出したときに限り、債務者を特定しないで、付与することができる。

一 債務名義が不動産の引渡し又は明渡しの請求権を表示したものであり、これを本案とする占有移転禁止の仮処分命令(民事保全法(平成元年法律第九十一号)第二十五条の二第一項に規定する占有移転禁止の仮処分命令をいう。)が執行され、かつ、同法第六十二条第一項の規定により当該不動産を占有する者に対して当該債務名義に基づく引渡し又は明渡しの強制執行をすることができるものであること。

二 債務名義が強制競売の手続(担保権の実行としての競売の手続を含む。以下この号において同じ。)における第八十三条第一項本文(第八十八条において準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「引渡命令」という。)であり、当該強制競売の手続において当該引渡命令の引渡義務者に対し次のイからハまでのいずれかの保全処分及び公示保全処分(第五十五条第一項に規定する公示保全処分をいう。以下この項において同じ。)が執行され、かつ、第八十三条の二第一項(第八十七条第五項又は第八十八条において準用する場合を含む。)の規定により当該不動産を占有する者に対して当該引渡命令に基づく引渡しの強制執行をすることができるものであること。

イ 第五十五条第一項第三号(第八十八条において準用する場合を含む。)に掲げる保全処分及び公示保全処分
ロ 第七十七条第一項第三号(第八十八条において準用する場合を含む。)に掲げる保全処分及び公示保全処分
ハ 第八十七条第一項に規定する保全処分又は公示保全処分(第五十五条第一項第三号に掲げるものに限る。)

4 前項の執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行は、当該執行文の付与の日から四週間を経過する前であつて、当該強制執行において不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができる場合に限り、することができる。

5 第三項の規定により付与された執行文については、前項の規定により当該執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行がされたときは、当該強制執行によつて当該不動産の占有を解かれた者が、債務者となる。

(債務名義等の送達)

第二十九条 強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。第二十七条の規定により執行文が付与された場合においては、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

○ 民事訴訟法(平成八年法律第九号) (抄)

(公務員の尋問)

第九十一条 公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁(衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあつた者についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職にあつた者については内閣)の承認を得なければならぬ。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。

(証言拒絶権)

第九十六条 証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、同様とする。

一 配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の關係にあり、又はあつたこと。

二 後見人と被後見人の關係にあること。

第九十七条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一 第九十一条第一項の場合

二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷と若しくは祭祀しの職にある者又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合

三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合

2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

(宣誓)

第二百一条 (略)

2 十六歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。

3 第九十六条の規定に該当する証人で証言拒絶の権利を行使しないものを尋問する場合には、宣誓をさせないことができる。

4 証人は、自己又は自己と第九十六号各号に掲げる関係を有する者に著しい利害関係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができる。

5 (略)

(証人尋問の規定の準用)

第二百十条 第九十五条、第二百一条第二項、第二百二条から第二百四条まで及び第二百六条の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

○ 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百二十九号) (抄)

(抗告訴訟)

第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。)の取消しを求める訴訟をいう。

3 7 (略)

(被告適格等)

第十一条 処分又は裁決をした行政庁(処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。)が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。

3 前二項の規定により被告とすべき国若しくは公共団体又は行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

4 第一項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁

5 第一項又は第三項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号

に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。

6 処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第一項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。

(管轄)

第十二条 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は裁決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3 取消訴訟は、当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

4 国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

(出訴期間)

第十四条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(取消訴訟に関する規定の準用)

第三十八条 第十一条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条まで、第二十四条、第三十三条及び第三十五

条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟について準用する。

2 第十条第二項の規定は、処分の無効等確認の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟とを提起することができる場合に、第二十条の規定は、処分の無効等確認の訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁決に係る抗告訴訟に併合して提起する場合に準用する。

3 第二十三条の二、第二十五条から第二十九条まで及び第三十二条第二項の規定は、無効等確認の訴えについて準用する。

4 第八条及び第十条第二項の規定は、不作為の違法確認の訴えに準用する。

○ 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（抄）

第一条 国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する。

第二条 法務大臣は、所部の職員でその指定するものに前条の訴訟を行わせることができる。

② 法務大臣は、行政庁（国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟について、必要があると認めるときは、当該行政庁の意見を聴いた上、当該行政庁の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。

③ 法務大臣は、前条の訴訟の争点が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下「第一号法定受託事務」という。）の処理に関するものである場合において、特に必要があると認めるときは、当該第一号法定受託事務を処理する地方公共団体の意見を聴いた上、当該地方公共団体の指名する職員の中から指定する者に当該訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指示を受けるものとする。

④ 法務大臣は、前条の訴訟の争点が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（以下「独立行政法人」という。）の事務に関するものである場合において、特に必要があると認めるときは、当該独立行政法人の意見を聴いた上、当該独立行政法人の指名する職員の中から指定する者に当該訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指示を受けるものとする。

第三条 前条の規定は、法務大臣が弁護士を訴訟代理人に選任し、第一条の訴訟を行わせることを妨げない。

第四条 法務大臣は、国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟において、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、自ら意見を述べ、又はその指定する所部の職員に意見を述べさせることができる。

第五条 行政庁は、所部の職員でその指定するものに、当該行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三

条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟を行わせることができる。

② 前項の訴訟に係る行政庁の上級行政庁の職員は、同項の規定の適用については、当該行政庁の所部の職員とみなす。

③ 第一項の規定は、行政庁が弁護士を訴訟代理人に選任し、同項の訴訟を行わせることを妨げない。

第六条 前条第一項の訴訟については、行政庁は、法務大臣の指揮を受けるものとする。

② 法務大臣は、前条第一項の訴訟について、必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するもの若しくは訴訟代理人に選任する弁護士にその訴訟を行わせ、又は同項若しくは同条第三項の規定により行政庁の指定し、若しくは選任した者を解任することができる。

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)